# BTMU 中国月報

第12号(2007年1月)

#### CONTENTS

#### ■巻頭言

◆ 歴史的転換期に入った中国

## ■*特集*

2007年外資政策の展望

#### ■連載

◆ 「香港再考~香港拠点の有効活用を考える」第3回:「国際物流センターとしての香港の活用 その2」~ 香港拠点による"物流・在庫機能"の活用スキーム

#### ■経済

◆ … 対中直接投資の現状と展望~高水準ながらも直投流入額に天井感

#### **■**産業

◆ 供給不足の解消が進む中国電力業界

#### ■上海支店人民元レポート

◆ 12 月人民元為替相場と 2007 年見通し

#### **■**スペシャリストの目

◆ 投 資:石炭の代替エネルギーは石炭から 次世代エネルギー燃料 DME が大増産時代へ

◆ 法 律:従業員違法離職への対応

◆ 税務会計:中国の会計・税務

◆ 人 事:中国留学生の若手人材の活用について

#### **■**BTMU中国ネットワーク



## 歴史的転換期に入った中国

財団法人 国際通貨研究所 理事長 行天 豊雄

中国は依然として巨大なエネルギーを内に秘めながら目覚ましい躍進を続けている。国際舞台におけるその存在感は、まぎれもなく米国に次ぐ第二の超大国である。 しかし、同時に中国は経済、政治、社会、外交の分野で多くの深刻な課題に直面している。今後数年の間に、中国は鄧小平による開放、改革運動以来の歴史的な転換期を経過することになるであろう。

経済面の課題はもっとも深刻で喫緊である。過熱した経済を果して軟着陸させることが出来るのか。銀行の過剰貸出に支えられた過剰投資とそれが齎した過剰輸出で経済は10%を超える高度成長を続けている。しかし、この高度成長が同時に産業構造を歪め、金融システムのリスクを高め、資源やエネルギー需給を逼迫させ、環境を破壊し、地域間、階層間の格差を拡大させ、社会不満を高めている。

胡錦涛政権は経済の現状が孕む危険を十分認識している。二〇〇六年三月の全国人民代表大会は「和諧(調和)社会」の実現を最大の政策課題として掲げ、7.5%程度の成長を持続可能な目標として想定した。これは、一九八〇年に鄧小平が開放改革路線の肉付けとして提唱した「先富論」あるいは「白猫黒猫論」に象徴される資本主義的な成長優先論を否定する歴史的な転換であったと見ることができる。

しかし、二〇〇六年においてこの目標は全く達成されなかった。課題とリスクはそのまま二〇〇七年以降に持ち越されている。たしかに、過剰貸出、過剰投資抑制のために当局はさまざまな、主として行政裁量的な、措置を積重ねている。それぞれの措置が漸進的なものであるため、現状でその効果を明瞭に判定することはできない。ということは、このような「底の石を測りながら川を渉る」やり方では成功しない危険と、漸進的効果の累積が一挙に顕現してオーバーキルをもたらす危険が依然並存しているということである。中国指導者はこの二つの危険にはさまれた狭

い道を進まなければならない。しかも、政治的、社会的、外交的制約のために、残された時間は無限ではないのである。

開放改革政策が成就した画期的経済発展とグローバリゼーションによる情報共有は、当然のことながら、政治的・社会的自由と公平に対する中国人民の意識を着実に高めている。共産党独裁政権の正当性を維持しながら、このような人民の欲求を満たして行くことは中国指導者にとって死活的重要性を持っている。ここでも、可能な手法は漸進主義しかない。村のレベルから少しずつ直接選挙を認める、調和のある社会を標榜する、汚職腐敗の撲滅に熱意を示す、しかし同時に言論統制、思想教育を強化する。ウイグル、チベット、モンゴル等の少数民族に対しては、少数民族尊重の旗印の方で、漢民族、漢資本の注入による浸透政策と硬軟の抑圧政策で中央の支配を確立する。このような前人未踏とも云える政策の行手にあるものが、中国の欧米型民主化なのか、中国独自の民主化なのか、共産党独裁政権の崩壊と分裂なのか、現時点では定かでない。二〇〇七年秋の共産党大会を控え、胡錦涛政権の将来を賭けた江沢民系上海閥との権力闘争は最終段階を迎えてはいるものの、最終的結着はついていない。

外交面では、米国との複雑な経済関係、北鮮核問題への対応、対日関係の中長期 的位置付け、台湾統一の達成、資源・エネルギー確保をめぐる戦略、いずれ顕在化 する露・印とのユーラシア大陸覇権競争等々の課題が林立している。

中国の将来を悲観的に見ることは、こういう難問の数々を考えれば、容易である。 しかし、それはおそらく正しくないだろう。第一に、十三億人から選ばれた中国指導者層の資質は非常に優れている。第二に、現在の政策は基本的に正しい方向に向かっている。第三に、現状で中国人民の大多数は指導部を信認し、それを支える国民的エネルギーを保持している。

日本としては、中国が開放された、民主的な大国として発展するよう対話と交流を重ね、そのような中国との中長期的外交戦略を樹立すべき時期が迫っている。

# 

	7 年外資政策の展望 三菱UF J リサーチ&コンサルティング 国際事業本部海外アドバイザリー事業部 ·······1
第	港再考~香港拠点の有効活用を考える」 第3回:「国際物流センターとしての香港の活用 その2」 ~香港拠点による"物流・在庫機能"の活用スキーム 三菱東京UFJ銀行 香港支店7
	直接投資の現状と展望~高水準ながらも直投流入額に天井感 三菱UF J リサーチ&コンサルティング 調査部9
<b>■<i>産</i>業</b>	不足の解消が進む中国電力業界 三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在13
	<b>(民元レポート</b> 月人民元為替相場と 2007 年見通し ············23
◆投	資:石炭の代替エネルギーは石炭から 次世代エネルギー燃料 DME が大増産時代へ 三菱日聯諮詢(上海)有限公司27
◆法	律: 従業員の違法離職への対応 リチャード法律事務所
◆ 税務	5会計:中国の会計・税務 プライスウォーターハウスクーパース中国34
◆ 人	事:中国留学の若手人材の活用について パソナアジアグループ・パソナヒューマンリソース上海 ······38
■ <i>BTMU¶</i>	<b>中国ネットワーク</b> 43

# エグゼクティブ・サマリー

**特集**「2007年外資政策の展望」は、本年に実施が見込まれる外資関連政策のうち影響が大きいものを採り上げ解説しています。具体的には、外資優遇の喪失につながる「『企業所得税法』の統一」、昨年の禁止目録の発表で注目を集めた「加工貿易政策の変更」、そして「エネルギー・水消費、土地使用の基準設定と環境保護の監督強化」、「輸入設備免税政策の調整」について述べられており、日系企業も今後それぞれの規制時変化への対応が必要になるとしています。

連載「香港再考~香港拠点の有効活用を考える」は、「国際物流センターとしての香港の活用」の第二回目で、前回の香港と中国との物流機能比較に続き、実際の日系企業香港拠点による"物流・在庫機能"の活用スキームについて述べています。"Just in Time"、"ベンダー在庫管理方式"への要請の高まりに即した、輸送モード(「海上貨物輸送」、「航空貨物輸送」、「陸上輸送」)ごとのスキームが採り上げられ、"速達性"、"定時性"への対応や航空貨物の利用においては香港活用の利便性が高いとしています。

**経** 済「対中直接投資の現状と展望~高水準ながらも直投流入額に天井感」は、04年以降、対中直接投資の伸びが横這いとなっている背景を分析しています。香港やバージン諸島(台湾からの迂回投資)は拡大しているが、日本、韓国からの投資が鈍化しており、この背景には外資歓迎ムードの後退や中国の輸出加工基地としての位置づけの変化があるとしています。一方、規制緩和を背景にサービス分野への投資は拡大しており、「開放」に転じて以来30年目を迎える中国のインフラ、人材、投資家側のノウハウといった優位点もあり、今後とも対中投資は底堅く推移するとしています。

<u>産業</u>「供給不足の解消が進む中国電力業界」は、2002年の「中国電力体制改革法」以降の電力業界の構造・市場動向の変化を分析しています。まず、重化学工業の拡大で電力需要が急拡大する一方、発電事業で多数の企業が乱立し各社が発電設備の増強を進めたことから、電力需給逼迫の状況は着実に改善しているとしています。また、原料価格の上昇などで赤字企業が増加してきた電力業界について、短期的には原料価格の落ち着きから利益率が上昇する可能性もある一方、長期的には供給過剰感の高まりと共に再び収益環境は厳しさを増し、零細企業の淘汰や統合が進むと予想しています。

上海支店人民元レポート 「12 月人民元為替相場と 2007 年見通し」は、12 月にマーケットメーカー行数の拡大が行われたこと、3 月に次世代人民元為替取引システムが導入され、これに伴いマーケットメーカーが、"流動性供給行"と "レートメーカー"に分離されることになる等の最近の人民元為替市場の整備の動きについて説明しています。また、本年の人民元相場については、地場繊維産業など多くの労働者を抱える伝統産業が人民元高への対応ができていないことを政府も認識しており、人民元高許容には時間をかけざるをえないと判断しているのではないか見ています。

#### スペシャリストの目

<u>投</u> <u>資</u>「石炭の代替エネルギーは石炭から 次世代エネルギー燃料 DME が大増産時代へ」は、クリーンなエネルギーとして注目を集め、現在中国で生産が本格化しつつあるジメチルエーテル(DME)の動向について述べています。天然ガスを主体に生産される日本とは異なり中国では石炭を原料とするもものが殆どで価格競争力も高く、中国での大量生産が日本の市場価格に影響を及ぼす可能性もあるとしています。

<u>法</u> **律**「従業員の違法離職への対応」は、従業員の突然の辞職と翌日からの出勤中止などの事例に際しての対応方法を示唆しています。具体的には、通知日から30日後に退職手続きの処理を始める、違法離職者を雇用する企業の責任を追求する、処罰権を行使し解雇する、従業員に賠償責任を追及するなどの方法をあげ、それぞれにつき解説しています。

<u>税務会計</u>「中国の会計・税務」は、日系企業からの質問の多い以下のテーマに付き Q&A 形式で解説しています。①特定借入金の取り扱い、②個人所得税の自己納税申告規定について、③IT の全般統制と在中国日系企業の注意点について。

人事「中国留学の若手人材の活用について」は、12,000人といわれる中国に留学する日本人へのアンケート調査を通じた留学経験者の概況、就職観を纏めると共に、中国での現地採用での成功例について説明しています。成功事例としては、新卒、就業暦1-2年、関連業務経験ありの3例をあげており、最後に中国留学経験者採用時のチェックポイントを示しています。



#### 2007年外資政策の展望

三菱UF J リサーチ&コンサルティング 国際事業本部海外アドバイザリー事業部 顧問 池上隆介

2007 年は第 11 次 5 ヵ年計画(2006 年~2010 年)の 2 年目に当たり、各分野で計画の実施が本格化する。外資導入の分野でも、次々に新しい政策が登場するものと予想される。その概略は、2006 年 11 月に発表された「外資利用『11・5』計画」に示されている(注 1)。

その前文に、第11次5ヵ年計画期間における「外資利用」の目標が端的に述べられている。「外資利用の"量"から"質"への根本的転換を推進し、外資利用の重点を資金・外貨不足の補充から先進技術・管理経験・高素質人材の導入へと確実に転換し、生態系構築、環境保護、資源・エネルギーの節約と総合利用にさらに注意し、外資利用を確実に国内の産業構造と技術レベルの向上に結びつけなければならない」というものである。

この目標を実現するため、種々の政策措置があげられている。ここでは、その中から広範な進 出企業に影響が及ぶと思われるものを取りあげ、その最新動向について述べてみたい。

#### 表1 第11次5ヵ年計画期間における「外資利用」の政策措置

- 1) より公平で完備された投資環境の確立
- 2) 外国投資の産業・地域への政策誘導の強化
- 3) 資源節約と環境保護の強化
- 4) 多様な形態での内資・外資の技術協力と共同革新の誘導
- 5) 国外借款管理のさらなる強化
- 6)外債リスクの監督・コントロールと管理レベルの向上
- 7) 国の経済安全と公共利益の保護
- 8) 国際経済ルールの制定・協調への積極的参与

#### 1.「企業所得税法」の統一

「外資利用『11・5』計画」では、8 つの面から政策措置が述べられている。その第 1 項目である「より公平で完備された投資環境の確立」の 1 つに、「企業所得税法」の統一があげられている。

「企業所得税法」の統一とは、従来、内資企業に適用されてきた「企業所得税暫定施行条例」と外商投資企業・外国企業に適用されてきた「外商投資企業・外国企業所得税法」を廃止し、新たに「企業所得税法」を制定することである。内資・外商投資企業が同じ待遇になるということだが、外商投資企業にとってはこれまでの優遇がなくなることになる。

統一税法の草案は、数年前から国務院で検討中といわれ、また全人代の2006年の立法計画にも入っていた。重要な法案については、まず全人代常務委員会で原則として3回の審議を行い、その上で全人代本会議に上程するとされているが、全人代常務委員会での審議がなかなか行われず、いつ成立するか不透明な状況にあった。ところが、2006年12月末に行われた全人代常務委員会で可決され、2007年3月の全人代本会議に上程することが決まったと報じられている。これは異例というべきで、草案の内容に対して異論が出なかったものと思われる。なお、財政部責任者によれば、全人代本会議で草案が採択された場合、新税法の施行時期は最も早い場合で2008年1月1

日になるという(注2)。

全人代常務委員会で可決された草案の内容は明らかにされていないが、国務院から提出された 草案については、およその内容が伝えられている。そのうち優遇措置については、次のような内 容とされている(注3)。

- ①生産型の外商投資企業に適用されている「二免三半減」(経営期間が満10年以上を条件に、利益を計上し累損を解消した年度から2年間免税、その後の3年間は半減)と「製品輸出企業」(年間生産額の70%以上を輸出した企業)に対する半減期間の延長は取り消しとなる。
- ②ただし、5年間の移行期間が設けられ、統一税法の公布以前(施行以前かもしれない)に設立された生産型外商投資企業は、5年を上限として元の優遇税率の基準(注:所在地により15%または24%)で「二免三半減」や「製品輸出企業」への半減期間延長が引き続き適用される。これらの優遇が終了した企業は、税率が徐々に新税率の25%に引き上げられる。
- ③一方で、高新技術企業に対する優遇措置が、現在の高新技術産業開発区内から全国範囲に拡 大される。
- ④インフラと農業への投資は、優遇措置が継続される。
- ⑤経済特区と上海浦東新区など特別な政策を実施する区域での優遇措置は暫定的に残され、西 部地区での優遇措置は継続される。
- ⑥環境保護、省エネ・節水、安全生産などの面での設備投資に対しては、新たに所得控除制度 が導入される。

なお、全人代常務委員会終了後の報道によれば、上記②の移行期間について、財政部責任者が「一定の期限」という言い方をしており、また「企業所得税法草案では優遇政策の全体的な方向・範囲・原則を定め、具体的な優遇の方法・対象・程度については国務院に規定の権限を授与する」と述べていることから、最終草案では5年ではなくなった可能性がある。

上記の草案が採択された場合、外商投資企業への優遇は、将来的には高新技術企業が中心となる。現行の高新技術企業に対する優遇は、税率が15%で、「二免三半減」が適用される。その対象は、IT、バイオ、新素材のほか、「先進的製造技術」、「伝統産業の改造に応用する新工法、新技術」など、広範囲の技術と製品の研究開発、生産、技術サービスに従事する企業とされている。また、①大学・高専卒以上の科学技術要員が従業員の30%以上で、うち高新技術製品の研究開発に従事する科学技術要員が20%以上(労働集約型の高新技術企業は大学・高専卒以上が20%以上)、②年間の高新技術・製品の研究開発費が販売総額の5%以上、③年間の技術収入と高新技術製品の販売収入の合計が総収入の60%以上(新設企業は高新技術分野への投資が総投資額の60%以上)など、比較的緩やかな条件が設けられている(注4)。

しかし、今後は認定の対象企業や条件が厳しくなる可能性がある。2006年2月に国務院から「国家中長期科学・技術発展計画要綱(2006年~2020年)」が公布され、これに伴って現在、各部門で関連の政策措置が検討されているが、その中に「政策的支援を付与する大中小型高新技術企業の区分基準及び実施弁法」の制定が含まれている。計画では2006年12月までに制定することになっており、その内容が注目される(注5)。

いずれにしても、従来、適用されていた優遇措置が減少することは確実で、多くの進出企業にとって投資計画の見直しが必要になると思われる。

#### 2. 加工貿易政策の変更

加工貿易政策の変更は、「外資利用『11・5』計画」の政策措置の第2項目、「外国投資の産業・地域への政策誘導の強化」の1つで、「加工貿易の発展を規範化する関係規定を制定し、加工貿易への投資参入メカニズムを健全化し、加工貿易の発展モデルの転換とレベルアップを促進する」

と述べられている。

加工貿易については、2006 年 11 月 22 日付で新たに 804 品目が禁止リストに追加され、これらを原材料または製品とする場合、所定の期限後は保税での輸入・輸出ができなくなった(注 6)。こうした中、禁止品目がさらに拡大され、あるいは新たに多数の制限品目が設けられるのではないかという憶測を呼んでいる。それは、今回の加工貿易禁止品目の追加が、産業構造調整の一環として行われたためだろう。

しかし、禁止品目は、大部分が「両高一資」といわれる高エネルギー消費、高汚染、国内資源を大量に消費する原材料またはそれに近い加工度の低い製品であり、今後、さらに追加されるとしても、その範囲内にとどまるものと思われる。加工貿易の主管部である商務部の責任者は、今回の禁止品目の拡大に関連して、「今後、国のマクロコントロール、産業発展、環境保護などの要請に従って、商務部は関係部門とともに加工貿易の商品分類管理規則の整備を進めていく。産業・製品の許可目録を情勢変化に合わせて調整する制度を確立し、高エネルギー消費、高汚染、国内資源を大量に消費する商品を徐々に加工貿易禁止類目録に組み入れ、加工貿易の商品構造を改善し、加工貿易の発展レベルを高めていく」と述べている(注7)。

一方、制限品目の追加については、商務部も否定していない。加工貿易制限品目は、国内外の価格差が大きく、税関が管理上で注意を要する品目が対象とされ、現在、プラスチック原材料、合成繊維原材料、綿花・綿糸・綿織物、鋼材、天然ゴムなど 12 種類の原材料が指定されている。加工貿易の商品分類は、1999 年に「加工貿易銀行保証金台帳制度」が全国で実施された際、企業分類とともに設けられたもので、それらの組み合わせによって保証金の徴収(「実転」という)または免除(「空転」という)が定められている。例えば、企業分類で最多のB類企業が制限類商品を輸入する場合、関税と増値税に相当する金額の50%が保証金として徴収される(注 8)。保証金は、製品を輸出した後、輸入原材料を輸出製品に使用したことが確認されれば返還されるが、その間の企業の資金負担は小さくない。

#### 表 2 現行の加工貿易制限類商品

①プラスチック原料(一次形状のポリエチレン)、②ポリエチレンテレフタレート、③合成繊維原料(長繊維糸・短繊維)、④綿花、⑤綿糸、⑥綿織物(未漂白及び漂白済み綿生地)、⑦鋼材(亜鉛電気メッキ品を除く鉄または非合金製のフラットロール製品、ステンレス製のフラットロール製品)、⑧食糖、⑨羊毛、⑩天然ゴム、⑪植物油、⑫冷凍鶏

この制限品目が、今後はアパレル、靴、カバン、家具、プラスチック製品など一般の製品にまで拡大されるのではないかと見られている。最近の報道によれば、国内で生産代替が可能か生産能力が過剰な製品、技術の内包程度と付加価値が低い製品、外国のアンチダンピング調査を受けている製品、貿易摩擦を引き起こしやすい製品、生産技術レベルが低い製品、資源節約と環境保護に不利な製品などが対象とされている。ただし、商務部責任者は、制限類商品目録を制定するためには各方面の意見を聞く必要があるため、近い時期に発表することはありえない、と述べたとされている(注 9)。ただ、いずれは制限品目も拡大されると見ておくべきだろう。

さらに、加工貿易の認可条件が厳しくなることが予想される。現在は、上記の企業分類でD類とされる企業、また加工能力を持たない企業が認可されない以外、特別な条件はない。今後は、労働、安全生産、環境保護などの「社会的責任」基準や、産業政策にもとづく一定の経営規模、設備・技術条件などの基準が設けられるものと見られる(注 10)。

加工貿易を行っている企業は、今後、事業スキームの見直しを迫られるものと思われる。 なお、加工貿易政策の調整に関しては、ほかにも「深加工結転」に対して国内販売と見なして 増値税を徴収すべきという意見がある。しかし、これについては、税務部門と税関の意見が違っており、実際の扱いも地方や企業によってまちまちであることから、その調整には時間がかかるものと思われる。また、輸出加工区や中部地区への誘導もいわれているが、企業に強制するには無理があるため、政策を整備しながら徐々に行っていくしかないと考えられる。

#### 3. エネルギー・水消費、土地使用の基準制定と環境保護の監督強化

「外資利用『11・5』計画」の政策措置の第3項目である「資源節約と環境保護の強化」では、「外商投資プロジェクトのエネルギー消費、水消費、土地使用などの参入基準を制定、完備化し、外商投資企業を含む各種企業の高エネルギー消費、高水消費の遅れた工法、技術及び設備を強制的に淘汰する制度を実行する」と述べられている。

このうちエネルギー消費については、これまで強制的な基準がなかったが、第 11 次 5 ヵ年計画期間におけるエネルギー消費の削減目標が 20%と確定したのを受けて、地区ごとに実行計画が制定されることになっている (注 11)。また、水の消費については、これまで火力発電、鉄鋼、石油、紡織、製紙、ビール、アルコール、医薬品などの業種で水使用量に関する国家基準が設けられているが、やはり第 11 次 5 ヵ年計画で使用量の削減目標が 30%とされており、今後は他の業種でも国家基準が制定されるものと思われる。

土地使用に関しては、2006 年 12 月に関係法令が相次いで出されている。「土地利用年度計画管理弁法」が改正されて新規の建設用地に対する管理が強化され、「全国工業用地最低価格基準」が公布され、2007 年 1 月 1 日から工業用地の払い下げは地区ごとに定められる最低価格以上での公開入札方式で行われることになった。また、「土地使用制限プロジェクトリスト」と「土地使用禁止プロジェクト」が改定され、「産業構造調整指導目録(2005 年版)」で制限類及び淘汰類とされるプロジェクトに対する土地使用が制限または禁止された。さらに、「都市土地使用税暫定施行条例」が改正され、外商投資企業も 2007 年から年間平米当たり 0.6 元から 30 元の土地使用税が課せられることになった(注 12)。

一方、環境保護に関しては、「外商投資企業を含む各種企業に対する環境保護の監督管理を強化し、法の執行に注力し、クリーン生産の審査・確認、エコマーク制度と環境認証制度を実行する」と述べられている。これまで環境保護の監督管理は、プロジェクト建設時の審査・認可と建設後の検収が中心だったが、今後は稼働後の監督管理が強化されるものと思われる。また、クリーン生産、エコマーク、環境認証に関する法制度の整備が進められる。

進出企業としては、以上のような規制強化への対応が必要になると思われる。

#### 4. 輸入設備免税政策の調整

これは、「外資利用『11・5』計画」の政策措置の第 4 項目である「多様な形態での内資・外資の技術協力と共同革新の誘導」の1つで、「外商投資プロジェクトの輸入設備免税政策を完備化し、外商投資プロジェクトが国内の先進設備・技術をより多く採用することを奨励し、国内のプラント設備、先進的実用的技術のためにより良い市場環境を創造し、我が国の設備製造業の発展を促進する」と述べられている。

輸入設備免税政策については、「外国投資の産業・地域への政策誘導の強化」の中でも、「『外商 投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品リスト』を改定し、内資企業と外資系企業の待遇 差をさらに縮小し、最終的には統一の政策を実行する」と述べられている。このリストにある商 品は、家電、PC、通信機器、自動車など20種で、生産設備は含まれていない。これに対して、内 資企業向けの「国内投資プロジェクトで免税を付与されない輸入商品目録」は600種以上あり、 生産設備も多数含まれている。これらをいずれ統一し、かつ品目を拡大するものと思われる。な



お、「外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品リスト」については、2006 年 12 月まで に改定することが予定されており、近く発布されるものと思われる(注 13)。

従来、奨励類プロジェクトであれば、生産設備は基本的に免税とされていたが、今後は設備によっては免税にならなくなる。進出企業としては、この点でも投資計画の見直しが必要になるだろう。

- (注1)「外資利用『11・5』計画」(国家発展改革委員会、2006年11月発布)
- (注 2)「税率は 25%、外資の中国への参入の抑制にはならない」、『人民日報』ウェブ版、12 月 30 日付。http://finance.people.com.cn/GB/71364/5233258.html
- (注 3)「内外資企業所得税率 25%に統一、外資は 5 年の過渡期を享受」、各種ウェブサイトに掲載。原出所は『21 世紀世界経済報道』、12 月 21 日付。http://www.china.com.cn/news/txt/2006-12/21/content\_7541598.htm
- (注 4)「国家高新技術産業開発区高新技術企業認定条件及び方法」(科学技術部、2000 年 7 月 23 日施行)
- (注 5)「国務院弁公庁の『〈国家中長期科学・技術発展計画要綱〉実施の若干の関連政策』実施細則の制定同意に関する回答」(国弁函「2006] 30 号、2006 年 4 月 11 日)
- (注 6)「商務部、税関総署、国家環境保護総局公告 2006 年第 82 号(加工貿易禁止類商品目録)」 (2006 年 11 月 22 日実施)
- (注7)「商務部の新加工貿易禁止類目録に対する解読」、商務部ホームページに掲載。 http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/zhengcejd/200611/20061103690055.html
- (注8) 企業分類は、税関の信用格付でA類からD類まである。企業分類と商品分類の組み合わせ は次のとおり。

A類企業:「加工貿易銀行保証金台帳制度」は適用されない。

B類企業:制限類商品を輸入する場合、関税・増値税相当額の 50%の保証金が徴収されるが、許可類商品(禁止類と制限類以外の商品)を輸入する場合には、免除される。

C類企業:制限類商品、許可類商品とも、輸入時に関税・増値税相当の保証金が徴収される.

D類企業:加工貿易が認可されず、その後2年間に違法行為がない場合、C類企業に認定される。

なお、「加工貿易銀行保証金台帳制度」に関する基本規定は、次のとおり。

「加工貿易銀行保証金台帳制度のさらなる完備化に関する意見」(国家経済貿易委員会、 対外貿易経済合作部ほか、1999 年 6 月 1 日実施)

「税関企業分類管理実施弁法」(税関総署令 1999 年第 71 号、1999 年 6 月 1 日施行)

(注9)「加工貿易への参入の敷居は高くなる」、各種ウェブサイトに掲載。原出所は『中国質量新聞網』、2006 年 12 月 21 日付。

http://mailianf6.huisun.com/news/news\_show\_16525.htm

- (注 10) 上記(注 8) 及び「加工貿易の新政策は"輸入段階"が重点、地方の企業誘致に変化」、 各種ウェブサイトに掲載。原出所は『21世紀経済報道』、2006年9月20日付。 http://jm.ec.com.cn/pubnews/2006\_09\_20/103172/1212378.jsp
- (注 11)「国務院の『11・5』期間における各地区の単位当たり生産総額のエネルギー消費低減指標計画に関する同意」(国発「2006] 94 号、2006 年 9 月 17 日発布)



(注12) 関係法令は次のとおり。

「土地利用年度計画管理弁法」(国土資源部令 2006 年第 37 号、2006 年 12 月 19 日改正法 公布・施行)

「国土資源部の『全国工業用地払い下げ最低価格基準』の発布・実施に関する通知」(国 土資発[2006]307号、2006年12月23日発布、2007年1月1日実施)

「国土資源部の『土地使用制限プロジェクトリスト (2006 年版)』及び『土地使用禁止プロジェクトリスト (2006 年版)』の発布・実施に関する通知」(国土資発 [2006] 296 号、2006 年 12 月 12 日発布・実施)

「産業構造調整指導目録(2005年版)」(国家発展改革委員会令2005年第40号、2005年 12月2日発布・実施)

「中華人民共和国都市土地使用税暫定施行条例」(2007年1月1日改正法施行)

(注13) 上記(注4) に同じ。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 海外アドバイザリー事業部

住所:東京都千代田区大手町1-1-1 三菱東京UFJ銀行 国際業務部気付

Email: r-ikegami@murc.jp

TEL: 03-5252-4019



「香港再考 ~ 香港拠点の有効活用を考える」 第3回:「国際物流センターとしての香港の活用 その2」

~ 香港拠点による"物流・在庫機能"の活用スキーム

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室 支店長代理 江上 昌宏

同連載では、「香港再考」と題して、改めて香港活用のメリットを見直すために"日系企業の香港拠点による新たなビジネススキーム"を考えています。今回は、実際に香港拠点による"物流・在庫機能"の活用スキームについて考えてみたいと思います。

#### 1. "物流・在庫機能"の強化に向けて

今回第3回は、前回の「国際物流センターとしての香港の活用」の現況と今後を踏まえ、 実際の日系企業の香港拠点による"物流・在庫機能"の活用スキームについて考えたいと 思います。このところ、世界的にみて、セットメーカーが、部品メーカーやその商社など に対し、仕掛品や在庫削減に向けて JIT (Just in Time) での多頻度小口納品を要請する動 きが広がってきました。これは中国を後背地としたビジネスを展開する日系企業の香港拠 点に対しても、例外ではありません。華南地区では、情報通信機器や事務機器メーカーは 勿論のこと、自動車産業でも JIT (Just in time) などをベースとしたサプライチェーンの構 築が進展しています。今後、華南地区では、拙稿「広東省の自動車産業」の連載(2006年 5月~10月)で述べました通り、日系の自動車産業の集積が一段と進み、"自動車のエレク トロニクス化"の進展が予想されます。こうしたなか、広東省や香港に拠点を構える電機・ 電子部品産業にとっては、さらに"自動車向け"という受注基盤を獲得するうえでも、"物 流・在庫機能"の最適化はそのポイントのひとつと考えられます。また、足許では、中国 でも JIT 納入の手法のひとつとして VMI(Vender Managed Inventory)、いわゆる"ベンダ 一在庫管理方式"の導入が検討されるケースも増えてきています。VMIとは、文字通り、 ベンダーがバイヤーに代わって在庫を管理する手法を指しますが、なかでも、"非居住者在 庫管理"まで手掛けるものは「ベンダー名義型通関方式」と呼ばれています。そこで、以 下では、香港拠点を利用して"物流・在庫機能"の最適化を図るスキームの大枠について、 輸送モード別に整理してみたいと思います。

#### 2. 各輸送モード別の"物流・在庫機能"の活用スキーム

まず、海上貨物輸送のケースを考えてみましょう。中国・華南地区へのモノの輸入についてですが、中国市場向けの非保税取引の場合、中国内に拠点があれば、中国への直接海上輸送を選択することがベターでしょう。部品メーカーなどは、ユーザーの近隣で一定の在庫ストックを保有することができるため、中国の港湾を利用する場合の"定時性"の制約は限られますし、香港利用の場合と比べ輸送コストの削減に繋がる可能性があります。

また、保税取引の場合でも、中国に製造拠点があれば、外経貿所管部門の加工貿易契約または転廠許可の批准を前提に、中国への直接海上輸送で対応できます。ただし、製造拠点がない場合には、香港へ海上輸送して香港拠点を利用して在庫を持つことがベターと考えられます。これは、中国直送と比べ倉庫コストは割高になるケースが多いものの、中国のユーザーに JIT 納入を実現するためには、香港港湾の"定時性"のメリットを活用した方が良いと思われるからです。また、先述した VMI を行ううえでは、中国の一部の保税区や物流園区では、"非居住者在庫"を持てるケースが出てきていますので、香港の港湾を利用しつつ、保税在庫の保管場所を中国内に置くスキームも活用できるでしょう。たしかに、税務上、非居住者在庫の保管場所が恒久的施設/PE(Permanent Establishment)とみなされ、中国で課税対象とされる可能性がある点には留意すべきですが、香港・中国間の"二重課

税防止"の協定に基づけば、この点はクリアできるとする見方が多いようです。

他方、中国・華南地区からの輸出では、アジア域内でのサプライチェーンを構築しようとすれば、とりわけ"速達性"と"定時性"が要求されますので、香港を活用した方がベターです。また、今後中国と ASEAN の FTA の進展でモノの輸送が活発化しそうですが、豊富なアジア航路を持つ香港を利用するメリットが一段と高まることも考えられます。たとえば、最近脚光を浴びている華南地区から部品を調達し、北ベトナムで加工組立を行うケースで考えてみますと、香港は、ベトナムの主要港であるハイフォン港との定期便の運航数が充実しているため、すでに同ビジネスにおける"ハブ港"として活用されています。

もっとも、先述の VMI での「ベンダー名義通関方式」については、香港拠点のベンダーが輸出した貨物を"非居住者在庫"として日本国内のユーザーの近隣に在庫を有する場合、税務上 PE にあたり、日本で企業所得税が課される可能性は否定できません。ご承知の通り、日本の関税法上は、2003 年以降、"非居住者在庫"の取り扱い手続きが明確化され実現可能なのですが、香港と日本間では租税条約がなく、PE から除外される項目が明確になっておりませんので、この点には充分留意する必要がありそうです。

次に、航空貨物輸送を考えてみましょう。前回考えました航空貨物輸送での香港の優位性を踏まえますと、中国・華南地区間とのモノの輸出入を問わず、また非保税・保税取引を問わず、当面は香港を利用することがベターかもしれません。もっとも、広州と日本を結ぶ航空輸送については、足許では広州新空港と香港空港を利用する場合のコスト差が急速に縮小していますので、広州近隣であれば、広州新空港を利用できるケースもあるでしょう。

さらに、当面は、海上輸送や航空輸送に、陸上(トラック)輸送を組み合わせて香港を活用するのも一考でしょう。汎珠江デルタ経済圏構想の下、香港・華南間の通関手続きの簡素化などにより、香港の港湾、空港インフラを利用する場合の香港と中国間のトラック輸送の点で迅速化が期待できることなどがあります。たとえば香港と華南間のトラック輸送をみると、香港側の落馬洲と中国側の皇崗の通関手続きにおける混雑によりタイムロスがありましたが、2006年5月末に開始された"深港物流緑色通道"により、香港で荷揚げされた貨物は、この国境での通関をスルーして、宝安区の梅林税関管轄の「華南国際物流センター」で一括通関することが認められています。こうしたなか、今後、中国・ASEANを含めたアジアでの分業体制の構築が進むと、アジアの中心に位置するという地理的好条件を持つ香港の港湾、空港に物流を集中し、香港拠点を"物流ハブ"として機能させるスキームを採用することも考えられます。これにより、グループの拠点毎に重複している在庫スペースの削減や倉庫コストの低減に繋げるといった効果が期待できるかもしれません。第4回では、「商流中継地としての香港の活用」について考えてみたいと思います。

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2006 年 6 月 30 日号掲載分に加筆したレポートです)

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所: 8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email: Masahiro\_Egami@hk.mufg.jp

TEL: 852-2823-6991 FAX: 852-2823-6744

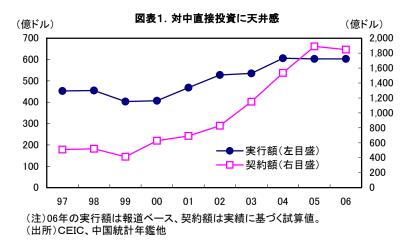


#### 対中直接投資の現状と展望~高水準ながらも直投流入額に天井感

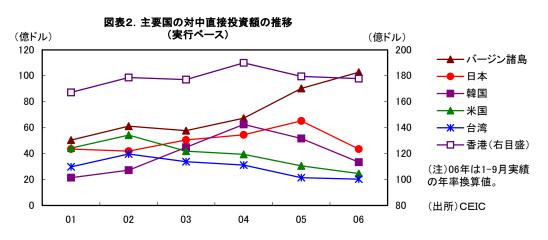
三菱UF J リサーチ&コンサルティング 調査部 研究員 野田麻里子

#### 1. 対中直接投資に天井感

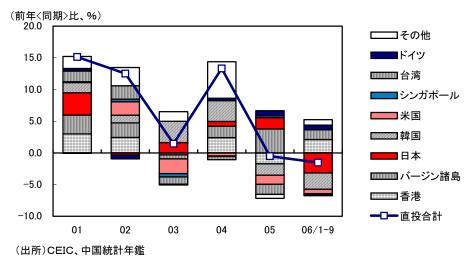
06年の対中直接投資実行額は政府が矢継ぎ早に引き締め政策を打ち出した春以降、前年水準を下回る状況が続いていた。その後  $1\sim10$  月期累計で前年同期比 0.3%増、  $1\sim11$  月期累計では同 2.1%増と徐々に持ち直してはいるものの、06年通年の直接投資流入額は高水準ながらも 04年以降 3年連続 600 億ドル程度と、横ばい水準にとどまる見通しである1。投資家の投資意欲を反映すると見られる直接投資契約額のピークアウトとあいまって、対中直接投資に天井感が見える状況である(図表 1)。



ちなみに 06 年 1~9 月実績をもとに投資国別の対中投資動向をみると、全体の約 3 割を占める 香港からの投資は高水準でほぼ横ばいに推移し、台湾企業の迂回投資が大半を占めると見られて いるバージン諸島からの投資は拡大傾向が続いているものの、日本、韓国からの投資が大幅に鈍 化し、直投受入総額の伸び悩みをもたらしていることがわかる(図表 2、次頁図表 3)。



<sup>1</sup> 報道によれば、06年通年の直接投資実行額は前年並みの603億ドルにとどまった模様。

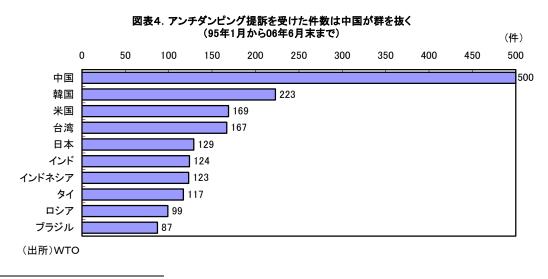


図表3. 足元の直投伸び悩みは日本、韓国からの 投資減が主因(投資国別寄与度の推移)

#### 2. 次第に厳しくなる進出外資を取巻く環境

対中直接投資伸び悩みの一因は外資歓迎ムードの後退あるいは対中進出メリットの低下にあると考えられる。06年から始まった第11次5ヵ年計画では外資導入における「量から質」への転換方針が打ち出されている。また最近は欧米との貿易摩擦の原因となっている貿易黒字の拡大は輸出の約6割を占める外資系企業のせいであるといった外資悪玉論さえ聞かれるようだ。さらに外資と国内企業の競争機会均等化のために早ければ08年にも外資優遇税制などが廃止される見込みである2。以前の手放しともいえるような外資歓迎ムードは沈静化しつつある。

他方、高成長が持続する中で賃金水準の引上げが続き、中国のコスト優位性は低下してきている。また、強大な生産力を背景とした中国の輸出攻勢に対して、世界各地で対中アンチダンピング提訴が増加するなど(図表4)、中国を取巻く輸出環境は厳しさを増している。少なくとも輸出加工基地としての中国の位置付けにやや問題が出てきていることは事実であろう。

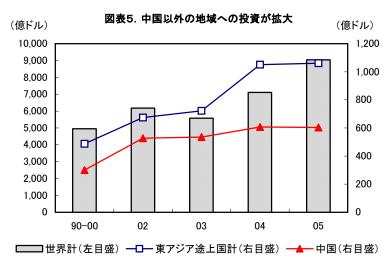


 $<sup>^2</sup>$  報道によれば、3 月初旬に開催される全人代で内外企業の税率を25%に統一する企業所得税法が成立する見通しという。ただし、外資に5 年間の猶予期間が与えられるほか、ハイテク企業には15%の優遇税率が適用されると見られている(時事ニュース06 年12 月30 日)。



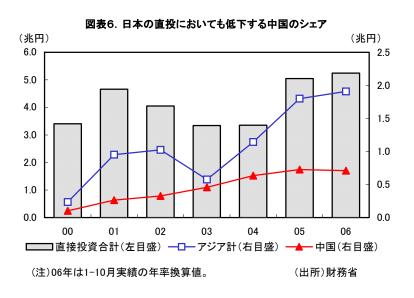
#### 3. 対中直接投資は依然として高水準で推移するも直投全体に占める中国のシェアは低下

しかし今後、対中直接投資が大幅に減少していくと考えるのは早計だろう。国連貿易開発会議 (UNCTAD) の統計を見ると、対中直接投資の水準は依然として高水準で推移しているものの、中国以外の投資先が台頭する中で、結果的に世界全体の直接投資額に占める中国のシェアが低下していることがわかる(図表5)。限られた直接投資原資が中国以外に振り向けられているというよりも、外資導入による経済発展という ASEAN や中国の成長モデルを追随する国が増える中で世界全体の直接投資が拡大していると言えそうである。



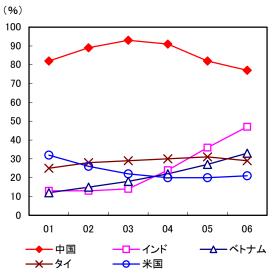
(注)90-00年は年平均値。 (出所)UNCTAD、中国統計年鑑

同様に、日本についても対中投資は依然として高水準で推移しているものの、やはり中国以外への投資が拡大する中で中国のシェアが結果的に下がっている(図表6)。

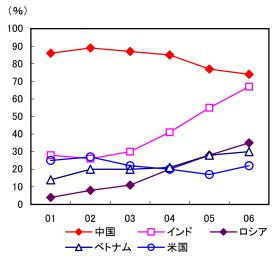


また国際協力銀行のアンケート調査によれば、中国は依然として中期的(今後3年程度)にも 長期的(今後10年程度)にも最も有望な事業展開先とみなされているが、その得票率は緩やか な低下傾向にある(次頁図表7、8)。ここにも中国以外の投資先が台頭する中で、投資先として の中国の魅力が相対化している状況が見て取れる。

図表7. 中国は依然として最も有望事業展開先 だが支持率は低下傾向 (中期的に有望な事業展開先としての得票率)



図表8. 長期的な有望事業先としての中国の 地位は中期以上に相対化 (長期的に有望な事業展開先としての得票率)



(出所)国際協力銀行

(出所)国際協力銀行

#### 4. 規制緩和を背景にサービス分野への直接投資が拡大

ところで 06 年 1~9 月期の対中直接投資実行額の産業別内訳を見ると、製造業への投資が前年同期比 9.4%減となり一服感が見えるのに対し、商業などサービス分野への投資が参入規制の緩和を背景に大幅に拡大している(06 年 1~9 月期の卸小売業への投資は前年同期比 83.1%増)。一方、日本の対中直接投資は足元でも製造業のウェイトが圧倒的に高いが(図表 9)、今後はサービス分野での進出も加わり厚みが増す可能性がある。

昨今、インド、ベトナムなどの市場開放が進む中で、日本企業をはじめ世界各国の企業が投資 先として中国以外の選択肢にも関心を向けるようになっているのは、ある意味当然と言えよう。 しかし「開放」に転じて来年で 30 年目を迎える中国のインフラ、人材などの厚み、また投資家 サイドにおける中国でのビジネス経験の蓄積などは市場開放の後発国にはない投資先としての中 国の大きな優位点であり、進出外資を巡る環境は厳しさを増すとも今後も対中投資は底堅く推移 すると考える。

図表9. 依然として圧倒的に製造業中心の日本の対中直接投資

(億円、%)

HACT IN MEDICAL PARTY		05年				06年1-6月			
	全世界計				全世界計				
		シェア	中国			シェア	中国		
				シェア				シェア	
製造業(計)	28,866	57	5,634	78	21,555	93	3,250	84	
うち 電気機械器具	4,809	10	950	13	3,239	14	1,012	26	
うち 輸送機械器具	9,461	19	1,137	16	4,965	22	704	18	
非製造業(計)	21,593	43	1,628	22	1,500	7	610	16	
うち 卸売・小売業	5,340	11	534	7	3,192	14	269	7	
うち 金融・保険業	10,145	20	597	8	228	1	90	2	
合計	50,459	100	7,262	100	23,055	100	3,860	100	

(注)06/1-6月期には通信分野で4千億円近くの北米撤退案件があり、全世界計ベースでみた非製造業投資のシェアが低下しているが、もしこの案件がなければ、製造業・非製造業のシェアはそれぞれ79%と21%となる。 (出所)財務省

(執筆者のご連絡先) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: mariko.noda@murc.jp



#### 供給不足の解消が進む中国電力業界

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 シニアアナリスト 王 浩

2002年に施行された「中国電力体制改革法」にもとづき、国家電力公司による発送電の一括運営体制から、同社の資産を引き継いだ複数企業による発送電分離体制へと移行してから4年あまりが経過した。その間、急速な経済成長に電力設備の拡充が追いつかず、各地で電力不足が発生したことは記憶に新しいが、最近では電力設備への投資が積極的に行われており、電力不足は解消に向かいつつある。本稿では、現状を1つの転機ととらえて中国の電力業界の構造および市場動向について整理するとともに、今後の見通しについてまとめた。

#### 1. 業界構造

#### (1)発電事業~5 大発電会社のシェア高いが多数の企業が乱立

かつて中国では、行政機関である電力工業部の機能を引き継いだ国家電力公司が全国の発電設備の5割以上を保有していたが、2002年12月に発送電分離が実施された際、それら発電設備は5大発電会社(中国華能集団、中国大唐集団、中国華電集団、中国電力投資集団)に分割された。これは、競争原理の導入による効率向上やコスト削減を狙ったもので、5大発電会社の資産規模や競争力がほぼ同等となるよう、また、地理的にも各地域におけるシェア占有割合が20%以下にとどまるよう考慮された結果、各社とも全国規模でほぼ同程度の発電事業を展開している(図表1)。各社は持株会社制を敷いており、持株会社は国営であるが、傘下企業の一部は香港や上海の株式市場などに上場している(図表2)。

中国電力投資 中国華能集団中国大唐集団中国国電集団中国華電集団 集団 発電設備容量(万kw) 4,321.4 3,505.7 3,084.3 2,862.5 4,165.6 4,033.8 3,101.0 684.6 2,093.8 3,757.0 火力 397.5 水力 273.3 375.0 768.7 n.a. 風力 14.4 24.0 11.1 n.a. n.a. 天然ガス 5.6 n.a. n.a. n.a. n.a. 原子力 135.1 n.a. n.a. n.a. n.a. 発電量(億kwh) 2,564.2 2,097.7 1,904.5 1,629.3 1,437.6 全国シェア(%) 7.6 6.5 10.3 5.8

図表 1:5 大発電会社の発電設備容量、発電量、全国シェア

(資料)中国電力企業連合会「中国電力行業年度発展報告2006」

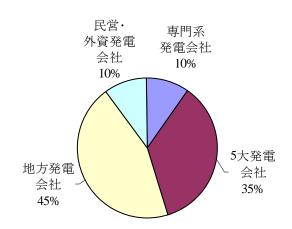
発電所の主要地域 持株会社名 傘下の主な上場企業 上場先 遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、重 NY、香港、 華能国際電力 中国華能集団 慶市、四川省など 上海 大唐国際発電 香港 河北省、山西省、河南省、安徽省、湖 中国大唐集団 広西桂冠 上海 南省、甘粛省など 上海 湖南華銀電力 国電電力 上海 遼寧省、河北省、山西省、湖北省、四 中国国電集団 川省、雲南省など 湖北長源電力発展 深セン 華電国際電力 香港 黒龍江省、山東省、江蘇省、福建省、 中国華電集団 貴州省など 上海 黒龍江電力 中国電力国際発展 香港 遼寧省、上海市、河南省、山西省、江 上海電力 上海 中国電力投資集団 西省など 山西タン澤電力 深セン 重慶九龍電力 上海

図表 2:5 大発電会社の発電所の主要地域と傘下の主な上場企業

(資料)新聞記事その他資料にもとづき三菱東京UFJ銀行企業調査部作成

その一方で、事業規模は5大発電会社ほどには大きくないが、水力発電を中心に手掛ける中国長江電力や主力事業で石炭生産を手掛ける国華電力等の専門系発電会社、特定地域でのみ事業を行う地方発電会社、民営・外資による発電会社なども多数存在している。中国では80年代に、長らく続いてきた電力不足を解消すべく中国政府が発電コストに利潤を上乗せするという発電業者優位の価格設定を行ってきたため、燃料効率の低い小型発電所の建設が急増した経緯にある。このため、小型発電設備1機のみで事業を手掛けているような零細会社も含めれば、電力会社数は実に5,527社に達している(注)。経営主体別の発電設備容量シェアをみると、5大発電会社が35%にとどまる一方、地方発電会社が45%、専門系発電会社が10%、民営・外資発電会社が10%を占めており(図表3)、5大発電会社が高いシェアを持つとはいえ、大手から中堅・中小、零細まで多数の企業が乱立する業界構造となっている。

(注)電力会社数は送電会社も含むが大半は発電会社。



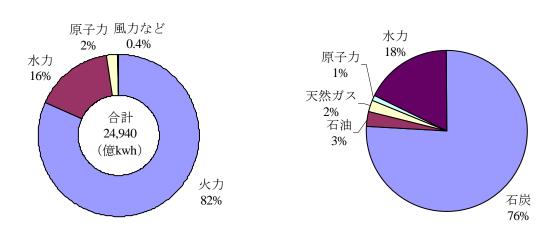
図表 3:経営主体別の発電設備容量シェア

(注)専門系発電会社には、統計上、コングロマリット系と呼ばれる 多角化企業グループの発電会社も一部含まれる。

(資料)中国電力企業連合会「中国電力行業年度発展報告 2006」

中国全体の総発電設備容量は 2005 年末時点で 5 億 841 万 kw と日本の約 2 倍に達しているが、その内訳をみると火力発電が 82%を占めており、水力発電は 16%、原子力発電は 2%を占めるに過ぎない (図表 4)。中国は世界最大の石炭生産国であることから、火力発電においては、石油や天然ガスを使うよりも石炭を使用した方が割安に発電することができる。このため、発電用エネルギー源は石炭が 76%と圧倒的に高いウエイトを占めている (図表 5)。

図表 4:発電設備の内訳(電力消費量ベース) 図表 5:発電用エネルギー源の内訳



(資料)図表 4、図表 5 とも中国電力企業連合会「中国電力行業年度発展報告 2006」

(注) 発電用エネルギー源は、各種エネルギーの熱量を標準石炭の熱量に換算して算出したもの。

#### (2)送配電事業~2社による寡占状況

送配電事業については、国家電力公司の送電設備を引き継いだ2社(国家電力網、中国南方電力網)による寡占状況が続いている。両社は地域によって棲み分けており、国家電力網が華北、東北、華中、西北、華東地域で、中国南方電力網が華南、西南地域で事業を行っている(図表6)。これら2社は、上記の各発電会社から電力を購入し、自社で保有する送電網を用いてユーザー企業や個人に販売している。

図表 6:2 大送電会社の事業エリア

会社名	所属会社	所轄地域
国家電力網	華北電網	北京市、天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区
	東北電網	遼寧省、吉林省、黒龍江省
	華中電網	江西省、河南省、湖北省、湖南省、重慶市、四川省
	西北電網	陝西省、甘粛省、青海省、寧夏自治区、新彊ウイグル自治区
	華東電網	上海市、浙江省、江蘇省、安徽省、福建省
中国南方電網		広東省、広西省、海南省、貴州省、雲南省

(資料)各社ホームページから三菱東京UFJ銀行企業調査部作成

#### 2. 市場動向

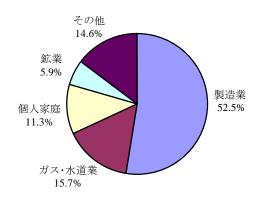
#### (1)需要面~急拡大する電力需要

中国では、経済発展に伴い電力需要が急速に伸びている。1995年以降の電力消費量の推移をみると一貫して拡大を続けており、直近の 2000年から 2005年の5年間の伸びは年率13.1%増に達している(図表7)。一般に電力需要の伸びは経済成長率に概ね一致するといわれるが、中国の実質 GDP の伸びが過去5年間、10%前後であったことに鑑みると、中国では電力消費量の伸びが経済成長率を上回って推移してきたといえる。これには様々な要因があろうが、全体の経済成長を上回る勢いで電力の主要ユーザーである重化学工業の発展が進んだことが大きいと考えられる。実際、2005年時点の電力消費量の用途別構成比をみると、製造業向けが52.5%、次いでガス・水道業が15.7%に達する一方、個人家庭向けは11.3%にとどまっており(図表8)、製造業のなかでは鉄鋼業、化学工業、非鉄精錬業などの消費量が多い。

(億kwh) 25,000 20,000 15,000 10,000 5,000 0 98 99 01 96 97 00 02 03 04 05 (資料) CEIC Data.Co.,Ltd.資料より三菱東京UFJ銀行企業調査部作成

図表7:電力消費量の推移





(資料) CEIC Data Co.,Ltd.資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成 (注) 図表 7、8の電力消費量は家庭用(電灯)と産業用が含まれる。

#### (2) 供給面~需給逼迫の状況は着実に改善

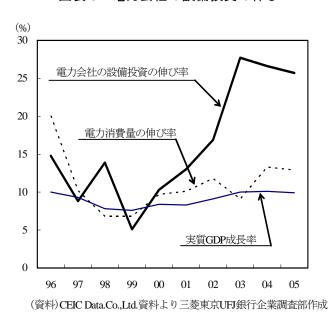
一方で供給面に目を向けると、中国では、近年、電力不足が深刻化し、多くの企業が頻繁に停電に見舞われるなど事業活動面で少なからぬ影響を受けてきた。しかしながら、こうした電力需給逼迫の状況は、中国全体でみれば着実に改善されつつある。送電会社の国家電力網によれば、2005年には電力供給制限が行われた回数が前年比64%減少した模様である。また、2006年以降も、広東省や遼寧省など一部の地域でこそ電力不足が指摘されたものの、それ以外の省ではさほど大きな混乱はみられず、西部の11省、黒龍江省、山西省などでは電力が余剰に転じたとの報道もなされている。

このように電力不足が解消されつつあるのは、言うまでもなく発電各社が急ピッチで発電設備の増強を進めているためである。電力会社の設備投資額の伸びは、ここ 2~3 年、前年比 25%以上に達し、実質 GDP や電力消費量の伸びを大きく上回って推移してきた(図表 9)。2005 年には発電会社全体の発電設備容量が 5 億 841 万 kw ~と 6,771 万 kw 増加したが(前年比 15.4%増)、これはわずか 1 年で日本の関西電力と九州電力が誕生したのに等しい数字である。

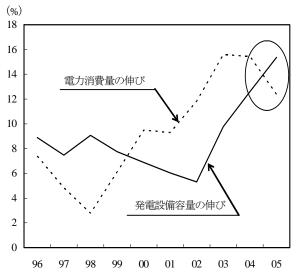
こうした発電各社の設備増強の結果、足元では発電設備容量の伸びが電力消費量の伸びを上回ったほか(図表 10)、発電設備が不足するなかで増加の一途を辿ってきた設備の稼働時間が横這いに転じるなどの動きもみられており(図表 11)、これらの点からも電力需給の逼迫が緩和に向かいつつある様子が見て取れる。

むろん、上述の通り、広東省などの一部地域では依然として電力不足が指摘されているが、これは発電量の不足もさることながら送電網の整備の遅れが主因との見方も多い。東部・南部地域で電力が不足気味である一方、西部地域では電力過剰となっており、解決には送電網の整備が不可欠といわれている。

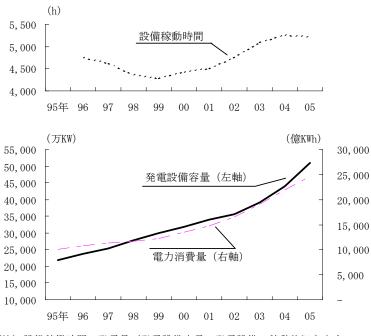
図表 9: 電力会社の設備投資の伸び



図表 10:発電設備容量と電力消費量



(資料) CEIC Data.Co.,Ltd.資料より三菱東京UFJ銀行企業調査部作成



図表 11:発電設備の稼働時間

(注) 設備稼働時間=発電量/発電設備容量。発電設備の稼動状況を表す。 (資料) CEICより作成。

#### (3) 電力会社の業績~業界全体では増収増益ながら赤字企業も増加

この間、中国の電力会社の業績は、発電量の増加に伴って増収増益を続けており、総じてみれば好調に推移してきたといえる(図表 12)。しかしながら、その反面で電力会社全体に占める赤字会社の比率が 2004 年時点で 38.3% と、わずか 4 年間で約 14 ポイントも上昇したほか、業界全体の税引後利益率も徐々にではあるが 2001 年の 6.9% から 2005 年の 6.2% に低下するなど、気になる兆候も窺われつつある。

図表 12:電力会社全体の業績

(単位:百万人民元、%)

	売上高		税引後利益		税引後	電力会社	赤字会社
		前年比伸び率		前年比伸び率	利益率	総数	比率
2000年	681,967	23.2	45,716	49.8	6.7	4,825	24.4
2001年	771,233	13.1	52,997	15.9	6.9	4,873	26.2
2002年	895,807	16.2	57,629	8.7	6.4	4,946	28.9
2003年	1,111,324	24.1	69,926	21.3	6.3	4,998	29.7
2004年	1,528,056	37.5	88,821	27.0	5.8	5,531	38.3
2005年	1,858,036	21.6	115,773	30.3	6.2	5,527	n.a.

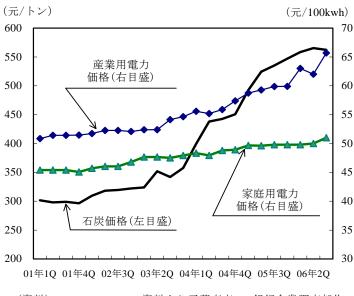
(資料) CEIC Data.Co.,Ltd.資料および中国統計年鑑より三菱東京UFJ銀行企業調査部作成

これは、発電会社の主力燃料である石炭の価格上昇の影響が現れたのに他ならない。石炭は2001年に価格自由化が進められたが、消費量の5割を占める発電向けの需要が急増しているのはもとより、鉄鋼やセメント、化学といった主要産業の生産量増加に伴って発電向け以外でも需要が高まっていることから、価格が2001年の300人民元/トン前後から足元では550人民元/トン前後にまで8割強も上昇した。



その一方で、中国では中央政府が電力価格を決定しており<sup>(注)</sup>、発電会社は容易には燃料価格の高騰分を価格に転嫁できない状況にある。中央政府は、電力のユーザー側の収益状況や所得環境にも配慮して電力価格を決めるほか、燃料価格上昇分すべてを電力価格に転嫁するのでなく、一部を発電会社の経営合理化で吸収するよう求めているため、むしろ燃料価格の上昇幅ほどには電力価格が上がりにくいとさえいえる。実際、数次にわたる電力価格の改定で、産業用電力価格は2001年からみて3割程度、家庭用電力価格も同1割強引き上げられたが、石炭価格と比較すると上昇幅が抑制されている(図表13)。そうしたなかで、とくに発電規模で見劣りし、石炭生産企業に対する価格交渉力が弱い零細発電会社の多くが赤字に転落したとみられるのである。また、規模の点で優位に立つ5大発電会社も、決して影響が皆無ではなく、2005年に税引後利益率が低下した先も見受けられる(図表14)。

(注) 石炭価格が上昇するなかで、発電会社の間で価格決定スキームの修正を要望する声が強まったことから、国家発展改革委員会は2004年12月に、①電力価格の見直しの周期を6ヵ月とする、②石炭価格の変動幅が5%を超えた場合、電力価格の見直しを実施する、③石炭価格上昇分の70%を電力価格見直しの対象とし、残り30%を発電会社の負担とする、の3点を骨子とする新たな価格決定スキームが導入された。



図表 13: 石炭価格および電力価格

(資料) CEIC Data.Co.,Ltd.資料より三菱東京UFJ銀行企業調査部作

図表 14:5 大発電会社の業績(2005 年度)

(単位:億人民元、%)

	売上高		税引後利益	_	税引後	
		前年比伸び率		前年比伸び率	利益率	前年比増減
中国華能集団	736	36.9	81	10.1	11.0	<b>▲</b> 2.7
中国大唐集団	552	34.0	36	16.7	6.6	<b>▲</b> 1.0
中国国電集団	429	28.6	24	26.3	5.5	▲ 0.1
中国華電集団	451	27.4	19	54.2	4.1	0.7
中国電力投資集団	379	31.5	20	38.8	5.4	0.3

(資料)中国電力企業連合会「中国電力行業年度発展報告2006」



#### 3. 今後の見通し

#### (1) 短期見通し~一時的に利益率が上昇する可能性

この先を展望すると、目先の1~2年に関しては、ここ数年の利益率悪化傾向から反転し、発電会社の利益率が上昇する公算が大きい。

これは、発電会社の収益環境悪化の主因であった石炭価格の上昇に歯止めがかかりつつあるためである。昨今の石炭需給の逼迫とそれに伴う石炭価格の上昇を背景に、石炭生産会社が相次いで増産に乗り出しており、ここへきて石炭生産量は2006年1-6月の実績が前年比12.8%増に達するなど急増している。その結果、石炭の供給不足感も薄れつつあり、足元、石炭価格は560人民元/トン程度で頭打ちとなっている(前掲図表13)。その一方で、2006年7月に過去の石炭価格の上昇を背景とする電力価格の引き上げが行われたことが寄与して、収益が改善するとみられるのである。実際、国家統計局の発表によれば、電力会社全体の2006年1-11月の税引後利益は前年比37.8%増と、ここ4~5年で最も高い伸びを示した模様である。

#### (2) 中長期見通し~供給過剰感の強まりとともに厳しさ増す収益環境

もっとも、中長期的にみれば、再び収益環境が厳しさを増していく可能性が高いとみておいた 方がよさそうだ。

たしかに、上述の通り石炭生産会社の増産により石炭の供給不足感は急速に薄れつつあり、従来のように石炭価格が上昇し、それが発電各社の収益を圧迫するといった構図にはならないとの見方が多い。

しかしながら、中長期的には、いよいよ電力需給面で供給過剰に直面する恐れが大きい。まず、電力消費量の伸びが緩やかになっていくことが予想される。経済の安定成長を目指し、投資や輸出の抑制に乗り出した中央政府の意向もあり、経済全体の成長率が従来の年率 10%程度から年率 8~9%へと緩やかに鈍化していく可能性が高いうえ、将来的なエネルギー不足を懸念する中央政府が省エネルギー施策を打ち出しており、中国のエネルギー効率が極めて低く今後の省エネ余地が大きい現状も考慮すると、その点でも相応の効果が現れてくると考えられるためである(注 1、注 2)。省エネルギー施策の効果を現時点で正確に予測するのは困難であるが、電力消費量の伸びが経済成長率とほぼ同じ程度にまで低下する可能性もあるとみておくべきであろう。

- (注1)具体的には、①相対的にエネルギー消費量が少ない第三次産業やIT産業を振興する、②エネルギー多消費型産業については個別に明確なエネルギー消費基準を設定し、監督や検査を強化する、③民生部門についても、家電や照明器具、自動車などに強制力のあるエネルギー効率基準を制定、実施するといった施策を打ち出している。
- (注 2)中国の実質 GDP 当たりのエネルギー消費量は 2005 年時点で米国 4 倍、ドイツの 8 倍、日本の 11 倍という 高水準にあると指摘されている。

その一方で、供給能力は急ピッチでの拡大を続けよう。発電各社による発電所新設意欲が根強いことから発電所の建設計画も目白押しで(巻末の付表ご参照)、業界団体の中国電力企業連合会によれば、2006年の発電設備容量の増加量は8,000万kwに達し、2007年も同じく7,500万kwに達する見通しである。これを単純に現時点での発電設備容量に合計して伸び率を計算すると、2006年が前年比15.7%増、2007年が12.7%増となる。むろん、中央政府も、電力業界が供給過剰に陥るリスクについては懸念を表明しており、2006年3月の「生産能力が過剰な産業の構造調整を推進するための通知」のなかで電力業界を潜在的な供給過剰業種の1つに挙げて調整対象としたほか、2006年4月には「電力産業の構造調整に関する通知」を発表し、2010年までに5万kw以下の石炭火力発電設備を総計1,500万kw分、老朽小型石油火力発電設備を700万kw分閉鎖するといった具体策を打ち出している。しかしながら、発電所の新設に関する上記の数字をみる限り、

その閉鎖分(毎年 440 万 kw ずつ閉鎖される計算)を加味しても、供給能力の増加ピッチは経済成長率を上回ることになりそうだ。すでに建設に着手している発電所が 2~3 年後に次々と立ち上がることに鑑みれば、2008 年以降もそうした状況が続く可能性は十分にありそうで、電力不足の原因の1つであった送電網の整備が進み、地域間の電力の融通が容易になるとみられることも考慮すると(注)、中長期的に供給過剰感が強まっていくのは間違いないとみてよかろう。

(注)11次5ヵ年計画(2006-2010)では送電能力を毎年15~20%増強する目標が謳われており、2大送電会社の国家電力網と中国南方電網は、同期間にそれぞれ8,500億人民元(1人民元=15円換算で12兆7,500億円)、2,340億人民元(同3兆5,100億円)を投じる計画を立てている。基本的には、山西省から北京市、湖北省から武漢と淮南を経由して上海市、雲南省から広東省といったように、西部から東部・南部に送電することを目的としたプロジェクトが主体となっている。

かかる状況下、供給過剰感が強まるにつれ発電会社の設備稼働時間が減少し、収益力低下に繋がる恐れが否定できない。また、現時点では不透明ながら、中央政府は 2010 年までに地域毎に電力価格の自由化テストを行っていくことを表明しており、これが実現すれば発電業者間の本格的な価格競争が始まり、一段の収益力低下や業者間格差の拡大が進む可能性もある。そうしたなかで、発電規模や体力で見劣りする零細発電会社がさらに厳しい状況に置かれることも予想され、体力的に余裕があり、基盤の弱い地域での発電能力の拡大を目指す 5 大発電会社や大手の専門系発電会社等に買収されるといったケースも増えてきそうだ。

以上

(執筆者の連絡先)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 王 (日本語可)

住所: 6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

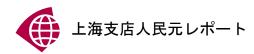
TEL:852-2249-3031 FAX:852-2521-8541



## 付表:現在建設中の発電所の事例

	出資会社	発電所	容量 (基×万 kw)	投資額 (億元)	着工日	稼動予定日
	中国華能集団	玉環電廠一期	2×100	82.7	2004.6	2007
	中国華電集団、袞州鉱業集団	山東鄒県電廠四期	2×100	85	2005.4	2007
	中国国電集団	国電泰州発電一期	2×100	86.6	2005.12	2008
	中国国電集団、上海申能集団、上海電力	上海外高橋発電	2×100	93	_	2008 上期
	中国国電集団、龍煤 鉱業集団	国電双鴨山発電煤電一体 化項目	4×100	170	2007	_
火	中国華能集団	内モンゴル華能伊敏電廠 二期	2×60	41	2004.9	2007
力	中国華能集団	華能珞璜電廠三期	2×60	45	2004.5	2006 末
(石炭)	中国大唐集団、浙江 能源集団	浙江大唐烏沙山発電廠	4×60	94.5	2004.2	2006
	中国華電集団	福建華電可門発電一期	2×60		2003.12	2006
	中国国電集団、江蘇 崑崙投資	江蘇常州電廠一期	2×60	52.84	2004.4	2006
	中国電力投資集団	湖北黄岡大別山発電一期	2×60	49.57	2004.11	2007
	中国電力投資集団	安徽淮南平圩発電二期	2×60	45.9	2005.3	_
	国華電力	河北国華黄驊電廠一期	2×60	54		2006
	国華電力	広東国華台山電廠	3×60	65	_	2006
	国華電力	浙江国華寧海電廠	4×60	100	2003.11	2006
	北方聯合電力	合電力 達拉特電廠四期		51	2004.5	2007
	華潤電力	華潤電力(常熟)一期	$2\times60$	7億 US\$	2004.5	_
火力	中国大唐集団	雲南大唐国際紅河発電開 遠電廠	2×30	27	2004.6	2006
	中国国電集団、北京 能源投資(集団)	北京太陽宮燃気熱電冷聯 供工程	2×35	35	2005.12	2007.11
(天然ガス	国家開発投資	江蘇張家港燃気蒸気聯合 循環電廠	2×35	25	2004.5	2006
ろ	深セン市能源集団	深セン東部電廠一期	3×35		2005.3	2006 末
	国華電力	浙江余姚燃気発電	1×75	24		2006
	中国三峡総公司	渓洛渡水電站	9×70	503	2005.12	2013
	中国華電集団	雲南小湾水電站	6×70	277	2002.1	2009
	中国華電集団	貴州烏江構皮灘水電站	300	138	2003.11	2009
水力	中国大唐集団、広西 投資(集団)	龍灘水電站	9×70		2001.7	2007
//	中国国電集団	瀑布溝水電站	6×55		2004.3	2009
	中国国電集団	水布堙水電站	184	120	2002	2007.7
	広東省広電集団、広 東核電投資	広東恵州水電站	8×30	110	2005.1	2008 末
-	中国核工業集団	田湾核電站	4×106	_	1999.10	2006
原子	中国核工業集団	三門核電站	6×100			2010
一力	中国広東核電集団	嶺東核電站	2×100		2006	
	中国広東核電集団	陽江核電站	6×100	80 億 US\$	2005	2010

<sup>(</sup>資料) 中国電力企業連合会「中国電力行業年度発展報告 2006」、新聞記事等により三菱東京 UFJ 銀行企業調査 部作成。



#### 12 月人民元為替相場と 2007 年見通し

三菱東京UFJ銀行 上海支店 市場操作課長 石田 真佐人

#### 1. 人民元為替動向

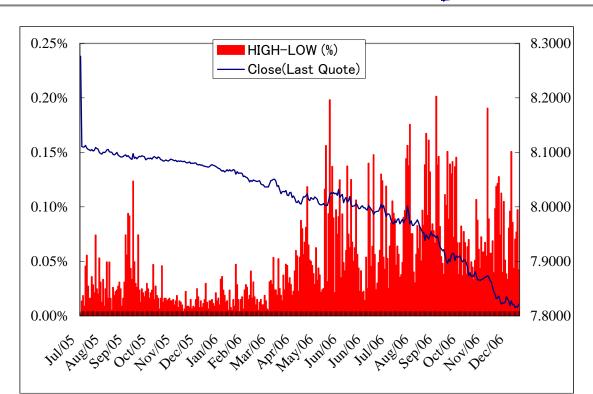
#### (ア) 12月の人民元為替相場

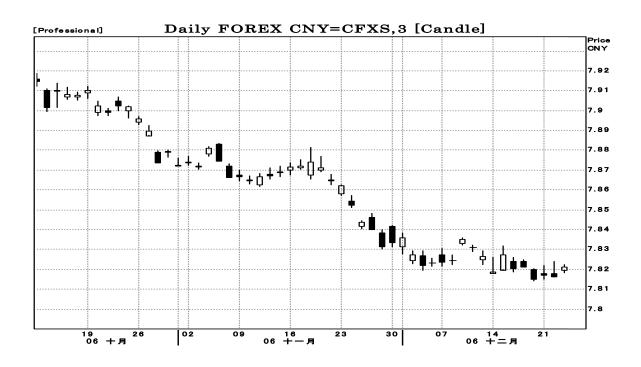
12月の人民元為替市場は、円相場の反転の影響もあり、人民元高進行の速度が減速し、また変動幅の更なる拡大傾向も見られない安定した状況下、ごく緩やかな人民元高が進行している。

12月18日、新たに資格を取得した中資 4 行・外資 2 行・計 6 行の新たなマーケットメーカー行が業務を開始し、マーケットメーカー行は合計 21 行(中資 13 行・外資 8 行)となった。この一年間、国家外貨管理局(SAFE)は、業量のみを指標としたマーケットメーカー行の資格の入れ替えを示唆することで、各行の活発な為替取引を促し、途切れのない厚みのある為替市場の創設を目指してきた。ここに来てマーケットメーカー行数を拡大した背景には、2007年3月5日に全面稼動する次世代 CFETS(China Foreign Exchange Trade System、中国外貨交易中心が提供する人民元為替取引システム)の環境下、マーケットメーカー行には厳しいシステム要件が課せられており、システム対応の有無により従来の「マーケットメーカー」は、「Liquidity Provider(流動性供給行、システムにより切れ目の無く為替レートを呈示)」と「Rate Maker(レートメーカー、システムに振らず手ベースで為替レート呈示)」に分離されることとなる。既存のマーケットメーカーからシステム要件を満たせない金融機関が出現する可能性もあり、Liquidity Provider 就任の前提となるレートメーカー数を増やし、システム対応準備を進めさせることを狙った拡大であったと考える。

尚、マーケットメーカー行評価用の指標も、業量のみであった従来方式から、業量、ベストプライス、カウンターパーティー数、市場離脱時間、事故、コンプライアンス関連報告遵守状況、市場での風評・評価等、多岐に亘る指標を組み合わせたものに変更することが検討されており、指標の変更を通じて、より柔軟な厚みのある市場への成長が期待されている。

目下、人民元対米ドル為替相場は、香港ドル相場に接近し、二重相場制度廃止以降初めて香港ドルと人民元の為替相場の逆転が迫っている。一部に根強くある香港ドルリペッグ期待から、投機資金の香港流入、過剰流動性から金利低下、株価上昇に繋がっている。この連関を短期間に断ち切る為にも、今後ハードカレンシー市場でドル安(円高、ユーロ高)が進行する局面があれば、時間をかけることなく一気に7.8割れの水準を示現するのではないか。リペッグ論は、自由通貨である香港ドルと、規制通貨である人民元の根源的な違いを無視したものであり、長い時間をかけ人民元の資本規制が撤廃された段階ではじめて行なうべき議論であり、現時点においては時期尚早、リペッグの可能性は皆無に等しいと考える。





#### (イ) 2007年人民元為替市場

現在、国際収支の不均衡と過大な外貨準備の有効活用の問題は、固定資産投資過熱や環境問題等と並び、極めて重視されている。外貨流入が持続する中、市場の需給から人民元為替相場は人民元高方向に圧力がかかり続けるであろうが、目的はあくまで国際収支均衡にあり、人民元高許容はその手段の一つに過ぎない。

地場繊維産業等、多くの労働者を抱える伝統産業では、10月の為替予約取り扱い簡素化後も、総じて人民元高への備えは進んでいない。業種柄収益率は低く、為替予約によるヘッジ費用は、本業収益力に比べて過大と言え、結果としてリスクを認識しつつも対応を躊躇している。

中央は、伝統的輸出産業の現状を正確に把握しており、人民元高許容は時間をかけざるを得ないと判断しているものと思料する。

国際収支均衡の問題は、輸出自主規制、国内消費促進を通じた輸入拡大、海外投資促進、輸出に関する増値税還付率見直し等、様々な手段で対処し、人民元高の許容は、補完的手段として用いられるに過ぎないと考える。

また前述の新システム稼動は、ハードカレンシー為替取引と人民元為替取引を一つのプラットフォームで取引可能とし、国外のハードカレンシー為替市場とのシステム的な連動を可能とする。従来人民元為替取引は、対米ドル取引に偏っていたが、新システム稼動は、対日本円、対ユーロ、対香港ドル、対英ポンド、許容されている全ての通貨との取引が活発に行なえるようになり、結果として、人民元為替相場制度の "通貨バスケット参照"の側面がより前面に出ることなり、ドル円相場、ドルユーロ相場との連動性が、これまで以上に強まってくるものと考える。

#### (ウ) 2007年人民元対米ドル為替相場予測

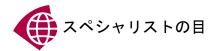
2006年同様、米ドル/人民元間の金利差を背景に、但し過剰な外貨準備への対応、過大な貿易黒字対策、及び国際協調の為、2006年以上のスピードで人民元高を許容していくものと予測する。

2005年7月改革以前		8. 2765	
2005年7月22日		8. 1100	
2005年12月末		8. 07	
2006年6月末		7. 99	
2006年12月		7.82	
2007年1-3月	7. 73	$\sim$	7.82
2007年4-6月	7. 63	$\sim$	7. 77
2007年7-9月	7. 53	~	7. 70
2007年10-12月	7. 44	~	7. 62



# 2. 2006 年人民元市場での主要な出来事

日時	内容
2006年1月3日	銀行間人民元為替市場新市場(OTC 市場)稼動
2006年1月3日	マーケットメーカー制度開始
2006年1月3日	マーケットメーカー行予想相場により公表仲値決定開始
2006年1月24日	人民元金利スワップ試験取扱に関する通知
2006年4月14日	5 号公告 外貨経常口座、サービス貿易関連為替取引等緩和
2006年4月18日	QDII 解禁
2006年4月27日	窓口指導会議
2006年4月28日	人民元貸出金利利上
2006年5月18日	窓口指導会議
2006年6月13日	窓口指導会議
2006年6月16日	預金準備率操作 7.5%→8.0% (7月5日付)
2006年7月11日	建済房〔2006〕171 号 外資不動産投資を規制
2006年7月21日	預金準備率操作 8.0%→8.5% (8月15日付)
2006年8月14日	外貨預金準備率操作 3.0%→4.0% (9月 15日付)
2006年8月15日	窓口指導会議
2006年8月19日	人民元預金貸出金利利上
2006年9月11日	銀発〔2006〕322 号 人民元コール資金最長取引期間一年間に延長
2006年11月3日	預金準備率操作 8.5%→9.0% (11 月 15 日付)
2006年11月5日	匯発〔2006〕人民元為替予約等取扱ルールの一部改正
2006年12月15日	WTO 加盟五年 外銀条例施行、地域制限・顧客制限撤廃



投資:石炭の代替エネルギーは石炭から。次世代エネルギー燃料 DME が大増産時代へ ~日本の市場に与える影響~

> 三菱日聯諮詢(上海)有限公司 環境・エネルギーコンサルティング 青野 雅和

国家発展委員会のホームページにおいて12月13日に「石炭化学工業産業中長期発展規画での意見募集」が終了し、年内(2006年12月末)までに規画としてまとめられることとなった。本稿が掲載されるころは既に公表されているかも知れない。本規画は2020年までに石炭化学工業に総額1兆元を投資し、中国の石炭産地である黄河中下流域、新疆ウイグル自治区、内蒙古自治区東部、黒龍江省東部、江蘇省・山東省・河南省・陜西省にまたがる地域、中原、雲南省・貴州省地域、そして新疆ウイグル自治区の7地域において、石炭化学工業(石炭由来のメタノール、ジメチルエーテル、石油液化など)の生産地として開発していく計画を明確化するものである。なかでも黄河中下流域の内蒙古自治区、陜西省、寧夏回族自治区の境界地点ではメタノール生産は中国全体の半分を、ジメチルエーテルは2/3を生産する地域であり、2020年までに石炭由来のメチルエーテルを年産1100万t、石炭液化を年産1100万tとし、中国最大の石炭代替燃料地域にする計画だ。本稿では、こうした方針に沿い中国で生産が本格化しつつある石炭代替燃料、特にジメチルエーテルに焦点を当て、日本の動向と比較しながら今後の動向についても示唆を与えたい。

#### 1. ジメチルエーテル(以下DME)とは

石炭・天然ガスなどの化石燃料、家畜糞尿・下水汚泥・木質廃材などのバイオマス・廃棄物から製造可能なクリーンな燃料である。化学式はCH30CH3からなる最も簡単なエーテルである。燃焼時に硫黄酸化物のみならずススを排出せず、窒素参加物も極めて少ない。毒性も少なく燃料としてのハンドリング特性が高い。特にマイナス25度、6気圧で液化することから、LPGと同様に貯蔵、運搬が可能であり、現行の設備を改造することで使用可能である。ディーゼルエンジンへの適用も可能であり産業用燃料、輸送用燃料、発電用燃料として幅広い活用が期待されている。表1に活用が期待される燃料として示す。

		衣 一 表坦
	製造原料	製造法
	天然ガス	
	石炭、炭層メタン	
	超重質油	
化石燃料	石油残渣	
	製鉄所副生ガス	古拉汁
	油田随伴ガス	直接法
	炭鉱メタン	間接法
	木質廃材	
バイオマス・	下水汚泥	
廃棄物	家畜糞尿	
	廃プラスチック	

表 1 製造原料と活用用途

	活用用途				
発電	火力発電燃料 高効率発電燃料				
	同効学元 电 燃付 ディーゼルコジェネレーションシステム燃料				
産業用	工業炉、ボイラー燃料				
	化学原料				
輸送用	低公害車用燃料(軽油代替)				
刑及力	燃料電池自動車用水素源				
民生用	家庭・業務用厨房、空調用燃料				
<b>大</b> 王用	家庭用コージェネレーションシステム燃料				

#### 2. 日本におけるDMEの動向

日本では新エネルギー・産業技術総合開発機構において2002年から石油資源開発などの支援事業の一環として検討が進められている。また2004年1月には資源エネルギー庁の燃料資源部に、DMEを始めGTL、バイオ燃料を扱う燃料政策企画室が設立されている。

事業者としては2001年設立の日本DME、ディーエムイーインターナショナル、三井物産、住友商事がオーストラリア、カタール、インドネシアなどでNEDOの実証実験などの補助事業を通して生産工場のFSを実施している。日本における製造は天然ガスを主体として研究されており、三菱ガス化学、東洋エンジニアリングが保有する間接法は技術的に完成している。天然ガスを改質し合成ガスを作り、合成ガスからメタノールを合成、その後、脱水しDMEを製造するものである。一方直接法はJFEが主体となり研究を行っていたもので、2006年6月末に日産100tの実証実験を終了している。また、東洋エンジニアリングは表3に示す中国の寧夏煤業集団有限公司において2007年を目処に年産21万トンの石炭由来の製造工場のライセンス供与、基本設計、触媒供与及び技術サービスの供与の役務を受注している。

その他活用技術の展開としてはJFE、三菱重工、出光エンジニアリング、東芝が発電への転用技術の開発を、新日石ガス、電源開発などが燃料電池を、住友精化が水素供給システムの開発を行っている。また、日野自動車、いすゞ自動車、日産ディーゼルがバス・トラックの開発を行いJFEがトラックの公道走行試験を行っている状況である。なかでも岩谷、JFEが協同で2002年から5年間にわたり実証実験を実施している1250kWのディーゼルエンジン発電の実験では2005年に検証が終了しており、従来と同等の燃焼効率と排出抑制を達成している。

会社	構成会社	想定稼働時期	想定規模	想定場所	状況
日本DME	三菱ガス化学(株) 伊藤忠商事(株) 日揮(株) 三菱重工業(株)	2006年末	4,000~7,000トン/日 (140~240万トン/年)	豪州ダンピア カタール	プレFS:~2001. 6フルスケール FS:~2002. 6末
ディーエムイーイ ンターナショナル	JFEホールディングス (株) 大陽日酸(株) 豊田通商(株)	2006年末	6,000トン/日 (200万トン/年)	東南アジア豪 州 カター ル 等	FS実施中
DME開発	JFEホールディングス (株) 大陽日酸(株) 豊田通商(株) (株)日立製作所 丸紅(株) 出無興産(株) 田際石油開発(株)トタル S.A. エルエヌジージャパン	2003年 稼動	100トン/日	北海道での実 証実験	運転研究完了
三井物産グルー プ	三井物産(株) 東洋エンジニアリング株)	2006年	7,000~8,000トン/日 (240~250万トン/年)	インドネシアイ ラン	FS実施中
住友商事	住友商事	_	8,000トン/日 (250万トン/年)	イラン	_

表2 日本の主なDME製造プロジェクト

出典:九州DME委員会HP資料に加筆

#### 3. 中国のDME生産の現状

中国では、工場生産が活発化しつつある。表3にサイト別製造企業の一覧を掲載する。 中国ではほとんどが石炭を原料としてDMEが製造されている。製造方法はメタノール脱水法であ り、中国独自の技術である。一部天然ガスを原料とした四川の企業では東洋エンジニアリングの開発した技術が使用されている。これまでは日本と同様にスプレー噴射剤として使用されていたが、既に家庭の台所のコンロの燃料として使用されている。DMEはLPG設備の一部改造で代替できることは前述したが、経済発展が著しい沿岸部の上海市、広州市などではLPG(合成ガス)が使用されており、天然ガス需要との天秤にかけられる可能性もあると推察する。特に上海市では既に天然ガス不足に陥っており、この傾向は周辺都市へも広がりつつある。既に2006年時点において約73万トンの供給能力を保有していることは驚くべきことであり、日本よりも中国のほうが商用生産では先行している。なお、メタノール生産は余剰気味との話も聞こえてきており、今後メタノールからDMEの生産経の移行も予測されることから、市場は増加傾向であることに間違いない。

表 3 中国におけるDME製造企業一覧 <sub>長名称</sub> <sub>原料</sub> 2006年 2007年

所在地	企業名称	原料	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
7711126	正朱石桥	<i>ነ</i> ንአ ተተ	生産中	生産計画数量			
内モンゴル	山東久泰化工科技股份有限公司	石炭	20	_	-	100	_
自治区	新奥集団	石炭	_	-	-	40	-
寧夏回族	寧夏石化集団公司	石炭	_	_	83	1	_
自治区	寧夏煤業集団有限公司 (神華寧夏煤業集団)	石炭	-	21	1	1	-
	山東久泰化工科技股份有限公司	石炭	15	40	-	-	-
山東省	山東華星集団		_		計画:年	産3万トン	
	山東イエン州砿業集団公司	石炭	_		計画:年	産60万トン	
山西省	太原理工天成科技股份有限公司	石炭	-			₹20万トン-	
   陝西省	陝西新型燃料燃具公司	石炭	0.5	計画:年	産20万ト	ン、米国90	)%出資
灰凸目	陝西渭河煤化工集団有限責任公司	石炭	0.1	_	_	-	_
貴州省	貴州天福化工有限公司	石炭				15	
雲南省	雲南解化集団有限公司	_		15			
	上海焦化有限公司	_	0.5	_	_	-	-
上海市	上海石油化工研究院	_	0.08	_	_	-	_
	上海申威気霧公司	_	0.1	_	_	-	_
江蘇省	江蘇呉県合成工廠	_	2	_	_	-	-
<b>一</b>	江蘇昆山	_	0.1	_	_	-	-
浙江省	浙江諸暨新亜化工公司	_	0.1	_	_	-	_
加江省	浙江義烏光陽化工実業有限公司	_	0.25	_	-	-	_
安徽省	安徽省蒙城県化肥廠	_	0.25	_	_	-	_
女献首	新奥集団	_	1	10	-	-	_
湖北省	湖北田力実業股份有限公司	_	0.15	_	_	-	_
	天茂実業集団股份有限公司	_					100
広東省	広東中山凱達精細化工有限公司	_	1				
<b>四</b> 米自	広東江門氮肥廠	_	0.25				
	山東久泰化工科技股份有限公司	_		25			
	成都華陽威遠天然気化工廠	天然ガス	10				
四川省	四川天華股份有限公司		11				
	濾天化集団公司		11				
	合計		73.38	111	83	155	100

工場建築計画中

MURC上海にて整理

輸送用燃料としての活用は検討され始めたばかりである。上海交通大学の黄氏の資料によると2006年12月には10台のDME燃料バスと燃料ステーションを上海に設け、表3の上海焦化有限公司と安徽省の新奥集団のプラントからDME供給を受け実験を行う予定だ。図4に黄氏の資料を出典する。

# 

上海市DME自動車基準制定:2007年

市販·量産化

図4 上海市における自動車燃料としてのDME導入計画

出典:上海交通大学 黄震 氏 資料よりMURCS整理

#### 4. 中国のDME製造のインパクト

さて、経済的に他の燃料と競合できるのであろうか。柴油の販売額は約5700元/tであるが、DME の販売額は約3000元/t(民生用)であり、十分な価格競争力を持つ。また高価格帯のスプレー噴射 剤用でも約6000元であり、日本の販売価格20万円/t(13000元)~30万円/t(19900元)と比較しても中国のDMEは相当安い。

中国では、家庭でのLPG互換市場もあり、消費は増えていくであろうが、バスでの利用、発電気利用などの技術は実験の段階であり、加速的に増えるとは言いがたい。中国での生産傾向を見ると、他の海外での生産需要を考えながら建設しているとは考え難く、中国の製造工場の増加インパクトが日本の市場価格をリードするのではないかと懸念を持つ。すぐに訪れるであろう低価格との競争に天然ガス由来の日本のDMEが戦っていけるのか、より詳細なマーケティング戦略が必要であると考える。

(執筆者のご連絡とメッセージ)

三菱日聯諮詢(上海)有限公司

所在地: 〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 2301 室

TEL: 86-21-5888-3590 FAX: 86-21-5047-2180

#### 法律:従業員の違法離職に対する対応

リチャード法律事務所 弁護士 陸 形心

最近ヘッドハンティング会社がものすごく活躍しているのか、従業員のモラルが低下しているのか、従業員によっては、突然辞職の通知をし、翌日から出勤してこないという現象が出てきている。これにより、業務の引継ぎもままならず会社の経営に大きな影響を与え、また他の従業員が会社がこれに対してなすすべがないことを知りこれに追随する従業員も出てきている。会社は、これに対してどのような対抗措置が取れるだろうか?今回はこれについて検討してみることにしたい。

「労働法」第三十一条によると、「労働者が労働契約を解除する場合、30 日前までに書面の形式で会社に対して通知しなければならない。」と規定している。

当該規定によると、労働者は労働契約の有効期間中に一方的に労働契約を解除する法定解除権を有しているのだが、当該解除権は無条件で行使できるわけではなく、二つの要件が必要である。

- 1) 書面による通知を行うこと
- 2) 解除日の30日前に通知を行うこと

すなわち、口頭による辞職通知は、上述の要件を満たさないので、会社としてはこれを「労働法」第三十一条の要件を満たしていないとして拒否することができる。そして、2)の30日前の通知だが、これは、逆から言えば、会社が書面による辞職通知を従業員より受領してから、30日後に労働契約解除の効果が生じるということである。もし、従業員が会社に対して書面による辞職通知を出して会社の承諾を得ずに無断で30日を経ないで離職した場合、労働部公布の「労働契約制度の実施の若干問題についての通知」第18条の規定により、当該行為は『違法離職』に属することになる。

以下、当該違法離職に対する具体的な対応方法について述べることにしたい。

#### 1. 通知日から30日後に退職手続の処理を始める

上述で述べたことからも分かるように、労働契約解除の効果は、会社が労働者から書面による 辞職の通知を受領してから 30 日後に生じるので、それまでは、当該労働者は会社の社員であり、引き続き会社に対して労務の提供を行わなければならない。したがって、冒頭にあげたような突然辞職通知を出して翌日から出勤して来ないような労働者に対しては、通知から 30 日過ぎるまでは会社としては退職手続きを行う必要がない。

上海市労働及び社会保障局の「〈本市組織の雇用・退職の登録・届出手続の改正についての意見 〉の公布についての通知」第二条によると、会社は労働者との労働(雇用)関係の終了または解除 後の7日以内に、労働者に対し退職手続を行わなければならないとしているので、会社としては 通知後37日後までに退職手続きを行えば法律上問題ないということになる。

退職手続きをできるだけ遅らせば、以下で述べるようなプレッシャーを労働者又は転職先に与えることができる。逆からいえば、退職手続きを通知から 30 日経過しない前に終えてしまえば、労働契約がすでに解除されたことになるので、以下で述べることは無意味になるので御注意頂きたい。



### 2. 違法離職の従業員を雇用する会社の責任を追及する

「労働契約制度の実施の若干問題についての通知」第 17 条によると、「雇用組織は従業員を雇用する際、労働契約終了・解除証明、及び当該従業員と如何なる雇用組織とも労働関係がない証拠を検証した後、労働契約を締結することが出来る。」と規定している。即ち、中国の労働関連法規によると、1 人の労働者は同一の期間内に一つの雇用組織のみと労働関係を形成することが出来る。「労働法」第九十九条の規定によると、雇用組織は労働契約未解除の労働者を雇用し、元の雇用組織に経済損失を与えた場合、当該雇用組織は法により連帯賠償責任を負わなければならず、且つ、「〈労働法〉の労働契約に関する規定に違反することの賠償弁法」第六条の規定によると、その連帯賠償責任の割合は、元の雇用組織に与えた経済損失総額の 70%を下回ってはならない」としている。

従って、他社が労働契約が解除されていない自社の社員を雇用した場合には、当該他社に対してこれにより被った損害の賠償を請求することができる。もし、労働者の転職先が明らかな場合、当該転職先に対して当該賠償の可能性があることを通知したり、仮に転職先が不明な場合でも、当該労働者がいついつまでは自社の労働者であり、これを雇用した場合には損害賠償の可能性があることを新聞で公告することも違法離職を防止するための一つの方法である。

もし、転職先の会社が当該勧告を聞き入れない場合には、例えば「上海市労働監察規定」第十 八条では「国民、法人またはその他の組織は、雇用組織が労働及び社会保障法律・法規・規定に 違反した行為に対し労働保障行政部門に摘発する権利を有する。労働保障行政部門は摘発に対し 即時に調査を行い、法により処理し、且つ摘発者のために秘密を保持しなければならない。」と規 定しているので、転職先所在地の労働監察大隊に摘発を要請することが出来、労働監察大隊が調 査し事実が判明した場合、「上海市労働監察規定」第九条の規定により転職先に是正命令を出し、 又は関連部門に行政処罰を要請をすることが出来る。

### 3. 処罰権の行使

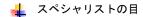
辞職通知から30日間は、労働契約解除の効果が生じておらず、社員としての地位が維持されているので、従業員は依然として会社の就業規則等の規則を遵守し、会社に出勤し、業務の引継ぎを等を適切に行わなければならない。もし、会社の同意を得ずに出勤しなければ無断欠勤となる。

したがって、当該期間内に、労働者が転職先に勤務し連続無断欠勤が就業規則等に規定する懲戒解雇に相当する期間に達すれば、就業規則等に重大な違反を行ったとして、当該労働者を懲戒解雇処分することができる。

従業員としては、本来前科無しに辞職できると思っていたところが、懲戒解雇扱いされたことで、従業員としては前科ができてしまい再就職する場合の汚点となる。

#### 4. 従業員に対して賠償責任を追及

「労働法」第102条によると、「労働者は本法の規定の条件に違反し、労働契約を解除し、……雇用組織に経済損失を与えた場合、法により賠償責任を負わなければならない。」と規定している。労働部公布の「〈労働法〉の労働契約に関する規定に違反することの賠償弁法」第四条には、「労働者は規定又は労働契約の約定に違反し、労働契約を解除し、雇用組織に損失を与えた場合、労働者は雇用組織に下記の損失を賠償しなければならない。(一)雇用組織が当該労働者を雇用するために支払った費用;(二)雇用組織が当該労働者のために支払った研修費用、双方に別途約定がある場合は約定により処理する;(三)生産、経営及び業務に与えた直接的な経済損失;(四)労働契約規定のその他の賠償費用。」と規定している。



当該規定により、従業員が違法離職した場合、会社が実際に損失を蒙った場合、当該従業員に対し賠償請求することが出来る。

以上、従業員の違法離職に対しては、上述のような対応方法をとることができる。モラルのない従業員に対してプレッシャーをかけるためにも、上述の方法をぜひ御活用頂ければと思う。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

リチャード法律事務所(上海市小耘律師事務所) 上海本部

(連絡先)住所:上海市延安東路 100 号聯誼大厦 1 8 楼

TEL: 86-21-6323-6200 FAX: 86-21-6321-8890

E-mail: takai@rwlawyers.com

拠点:上海、北京、天津、ニューヨーク

毎週月曜日に弊所では法務エッセイを無料で配信しております。御興味のある方は、以下のアドレスまでに会社名、氏名、電話番号、メールアドレスをご連絡の上、以下のアドレスまでに御申込頂きます様お願い致します。saika@rwlawyers.com

# 税務会計:中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務、経営管理、について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

# ◆会計 (担当:斉藤勝彦)

#### Question

中国の企業会計制度上、固定資産の購入又は建設のための借入利息は、固定資産の取得原価に含める必要があると聞いていますが、本当でしょうか?

#### Answer

中国の企業会計制度上、次の3つの条件を満たす場合、固定資産を購入又は建設する目的で借入れた"特定借入金"に発生した利息は、固定資産の取得原価に含めて計上する旨が規定されています(「企業会計制度第77条」)。

- 1. 固定資産の購入又は建設のための支出が既に発生していること
- 2. 借入利息が既に発生していること
- 3. 固定資産を"予定の使用可能状態"に到達させるために必要な購入又は建設活動が既に 開始されていること

ここで、注意すべき点として、二つあります。一つは"特定借入金"についてです。規定上"特定借入金"は「固定資産の購入又は建設のために特別に借入れる金額を指す」とされています。すなわち、固定資産の購入又は建設との紐付きの明確な借入金に限られることになります。金融機関の借入契約及び社内稟議等で、両者の紐付きの明確であることを確認する必要があります。なお、"特定借入金"であれば借入利息を固定資産に含めることは強制となる点に留意してください。

もう一つは、取得原価に含める借入利息は、固定資産が"予定の使用可能状態"に達するまでに発生したものに限られる点です。すなわち、固定資産の取得原価が確定し、減価償却計算を開始するまでに発生したものであり、以降発生分は直接当期の財務費用に計上することになります。なお、取得原価に含める際の計算方法は、企業会計制度上、計算式が示されています(「企業会計制度第77条」)。若干複雑な面もありますので、具体的に計算される際は、担当会計士に問い合わせられることをお勧めいたします。

最後に、ご存知の通り、今後中国の企業会計制度が変更される予定です。新制度におきまして、 上述の"特定借入金"の概念は採用されておらず、一般的な借入金もその対象になる点はご留意 ください。

### ◆税務 (担当:堀越大三郎)

#### Question

個人所得税に関して、自己納税申告の規定が発表されたとのことですが、その内容について教えてください。

#### Answer:

2006年11月6日、国家税務総局は『個人所得税自己申告にかかる規定(試行)』(国税発[2006]162号)を発行しました。これは、下記の条件を満たす個人について、納税申告手続を定めたものです。

- 1. 年間所得 12 万人民元以上
- 2. 中国国内の2ヶ所以上の機構から賃金・給与を取得している
- 3. 国外源泉所得を有する
- 4. 課税所得を有するものの、源泉徴収義務者(その個人を雇用する企業等)による源泉納付が行われていない
- 5. 国務院が規定するその他の状況

162 号通達の規定によれば、"中国滞在期間が1年未満"の個人は、上述の第1項及び第3項の規制を受けません。"中国滞在期間が1年未満"と認定されるには、個人は一納税年度のうち、中国国外に、一度に連続30日以上あるいは累計90日以上滞在している必要があります。

- 上述の第1項の条件を満たす納税者は、納税年度終了後3ヶ月以内に主管税務機関に 納税申告を行うこととなります。この規定は2006年1月1日から有効になるため、 該当する納税者は2007年1月1日から3月31日までに主管税務機関に初回納税申 告を行う必要があります。
- 上述の第3項の条件を満たす納税者は、納税年度終了後30日以内に中国国内の主管税務機関に納税申告を行うこととなります。この規定は2007年1月1日から有効になるため、納税者は2008年1月1日から1月30日までに主管税務機関に初回納税申告をする必要があります。
- 上述の第2項及び第4項の条件を満たす納税者については、翌月の7日までに主管税 務機関に納税申告を行うこととなります。第2項及び第4項に関わる規定は2007 年1月1日から有効になるため、納税者は2007年2月1日から2月7日までに主管 税務機関に初回納税申告を行う必要があります。

中国に頻繁に入出国して課税所得を有する中国滞在期間1年未満の個人が、中国国内に源泉徴収 義務者を有していない場合、162号通達の規定により、年度自己申告が必要になります。

また、162 号通達は、納税者が税務代理資格を有している仲介機構あるいは他者に委託し、納税 申告を代行することができると規定しています。

なお、162 号通達では、中国滞在期間が 1 年以上 5 年未満の個人について、給与所得以外の中国で個人所得税を課税されない中国国外源泉所得(例えば、中国国外で取得した利息、配当、譲渡、賃貸所得)が申告の対象となるか否かについては、現在のところ明らかになっていません。今後、これに関する明確な規定が待たれます。

◆経営管理 (担当:須原誠)

#### Question

本社より IT 全般統制の状況について質問書が来ています。そもそも IT 全般統制とは何を指しているのでしょうか?また、在中国日系企業において特に注意すべき IT 全般統制の改善留意点を教えてください。

#### Answer

ご存知のように、企業を運営する上で IT の利用は絶対不可欠なものです。会計管理システム、販売管理システム、購買管理システム、在庫管理システム等の管理及び運用が、効率的且つ正確になされているかどうかは、内部統制活動の有効性や財務報告書の正確性に大きな影響を与えます。 IT 全般統制とは、IT を利用した業務処理統制が有効に機能する環境を保証する全般的な(IT を利用する会社組織全体に係わる)統制の事です。

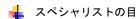
IT 全般統制の一般的な領域を簡潔にまとめると以下のようになります。

- IT に関連する全社レベル統制
  - IT 方針と手続、 IT リスク評価、IT 管理組織 等。
- プログラム開発及び導入
  - システムが経営陣の目的を達成するために開発、構成、そして導入されていることを確実にする。
- プログラム変更
  - プログラム及び周辺 IT インフラの変更が、経営陣の目的に応じて、要請、優先順位づけ、実行、テスト、導入されていることを確実にする。
- プログラムとデータへのアクセス
  - ユーザーの ID 認証によって、権限を与えられたものだけがプログラム及びデータへアクセス出来る様に保証する。
- コンピュータの運用
  - 経営陣の目的に準じて、製造システムが情報を完全且つ正確に処理されていることを確実にする。また、財務データの信頼性を維持するために、情報処理上の問題が網羅的に且つ正確に発見、解決されることを保証する。

有効な IT 全般統制から得られる保証を簡潔にまとめると以下のようになります。

- 財務諸表作成の観点から
  - 財務諸表作成過程における、自動統制、データ、及びシステム報告書への総合的 サポート。
  - 例:パスワードによる業務及び会計プログラム・データへのアクセス管理、アクセス権限授与の統制。アプリケーション及びレポート変更の統制。
- 不正防止とネット犯罪防止の観点から
  - 例:プログラミング、業務、及び会計業務の職務分掌の明確化。データベースへのダイレクトアクセスの統制の強化。
- 日本版 COSO フレームワークの内部統制要素 "IT への対応"との関連

本社から送られてきている IT 全般統制質問書は、前記の IT 全般統制領域ごとに在中国現地法人がどのような活動をしているかを報告させ、同じく前期の IT 全般統制から得られる保証がどのくらいのレベルで達成されているかを調査し、統制の設計及び統制の運営上の不備を特定し、



それを解決する為の対応策とその実施を監督する為のものです。また、本社が、企業の内部統制整備強化を要求している日本の法令の全社的遵守状況を管理する上でとても重要な質問書です。

在中国日系企業における IT 全般統制の改善留意点をまとめると以下のようになります。

- IT 関連の方針と手続が会社全体への伝達不徹底
- 過剰なユーザー・アカウント付与及びアクセス権限付与
- 内部統制の有効性の低い職務分掌設計
- データへのダイレクトアクセス制限の欠如
- システム導入及び変更に関する正式な統制活動 (例:正式な承認過程、変更履歴の保存等) の欠如
- スプレッドシートの使用における、適切な統制の欠如

在中国日系企業では日方と中方との間の言葉の違いや文化の違い、本社から割り当てられた IT 予算自体が不十分、そして人員予算ぎりぎりの人数で運営している為に有効な職務分掌設計が出来ない等の理由から、日本本社から送られてくる IT 全般統制の質問書に対し正直に答えるとかなりの数の不備を報告することになるはずです。2006 年末の時点、アメリカの SOX 法監査に対応している会社を除いて、私が関わらせて頂いているほとんどの在中国日系企業は、上記の IT 全般統制の改善留意点に記載されている不備がまだ未改善の状態にあります。ですから、本社から送られてきた IT 全般統制に対して、現在出来ていないものを出来ているふりをするのではなく、出来ていないものは出来ていないと確実に、そして正確な理由と共に本社へ報告する事をお勧めします。そして改善に必要な支援を確実に本社から取り付けることが重要です。本社への報告や改善に関する対策等でお困りの場合は、いつでもご連絡ください。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国

中国日系業務担当パートナー 齊藤剛 中国上海市湖浜路 202 号普華永道中心 11 楼

 $Tel: 86\!+\!21\!-\!61238888$ 

Fax: 86+21-61238800

みすず監査法人

国際本部中国ビジネスグループ統括リーダー

担当パートナー 高月重廣

日本東京都千代田区霞が関 3-2-5

霞が関ビル 32 階

Tel: 81+3-55322503 Fax: 81+3-55322504



# 人事:中国留学の若手人材の活用について

パソナアジアグループ・パソナヒューマンリソース上海 シニアマネージャー 松村 扶美

中国に留学する日本人は全土で約12000人といわれています。エリア別では北京が約半数の6000人、上海が3000人で2都市に集中しています。中国での投資や経済の発展が注目される中、中国に興味を持ち、語学留学、もしくは中国の大学に正規入学をする日本人が増加しています。また一旦就職をした後に、退職をして留学をする人も増加しています。こうした中国経験を積んだ若手人材の中には、将来の海外幹部候補生としての潜在的能力を持っている人材も少なくありません。当社では毎年、中国の各地で毎年セミナーを実施しており、今年は6月に北京、7月、12月に上海にて日本人留学生対象の就職セミナーを開催し、合計で247名の日本人留学生が参加しました。参加者のアンケートを通じて中国留学を経た若手人材の概況と就職観、中国での現地採用のサクセス例についてご説明します。

#### ■中国留学の人材概況

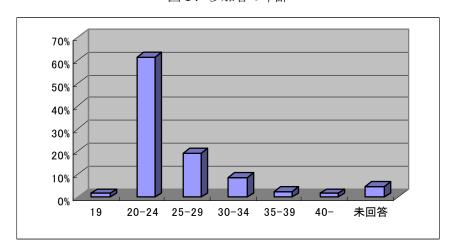
今回の参加者の特徴を5つに分けて分析してみました。

【データ: 2006 年 6 月、7 月、12 月 Pasona Group にて実施 有効回答数: 247】

① 年齢→まず、20 代前半が参加者の 60%を占めています。日本の大学に在学中、中国の大学本科に留学中、もしくは仕事経験 1-2 年程度の方が一番多く、今後の就職活動に向けての情報収集意欲が高く、交流会でも企業に積極的に質問をするなど意識の高い学生が多くいました。19歳の参加者は、日本の高校を卒業後、中国の大学への入学を希望しています。

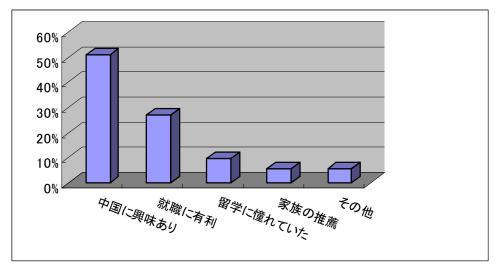
次いで、20 代後半~30 代前半までの参加者が全体の 28%を占めています。この年代の参加者は日本での就労を経て中国で語学の能力を磨き、その後、日本もしくは中国での仕事を希望しています。

全体としては、10代の若年層から仕事経験のある30代まで、中国留学生の裾野は広がっています。



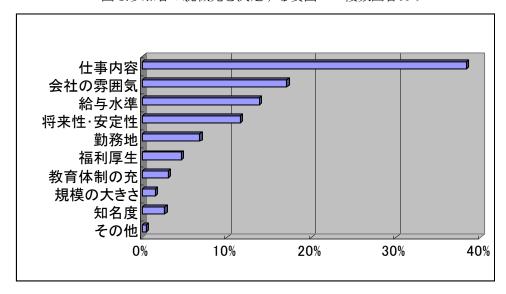
<図1.参加者の年齢>

② 中国に留学した理由⇒中国に留学した理由は「中国に興味あり」がトップで、次に「就職に有利」があげられています。3 番目としては「留学に憧れていた」です。これは中国での活発な投資や経済状況から鑑みて、就職に有利となるだろうと判断したことが伺えます。また留学の理由には「アジアの将来性がある」「今後の中国の発展」があげられており、今後の中国の存在感を意識している回答が多数を占めました。他には、「中国留学の費用が安い」ことがあげられており、欧米留学に比較して、安くて手軽にいけることも理由にあがっています。



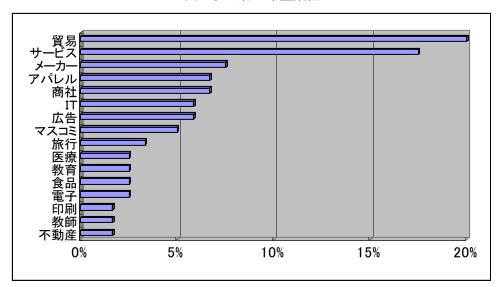
<図2. 中国留学の理由>

③ 企業を選ぶポイント⇒38%の参加者が仕事内容を重視する結果となっています。次には会社の雰囲気、給与水準、将来性と続きます。留学を経験した人材は、より仕事内容にこだわるという結果となっています。これは海外経験を自分の強みとして将来活かしていきたいという意志の表れといえます。



<図3.参加者の就職先を決定する要因> 複数回答あり

④ 希望業種 海外志向が強いため、貿易、サービス、メーカー社を希望している学生が多くなっています。



<図 4.参加者の希望業種>

### ■ 若手人材の就職意識

今回のセミナーでは、参加者の半分が「今すぐ、もしくは将来、中国での就労を希望している」という結果が出ました。中国のインフラの整備により生活環境が向上したこと、今後の中国の経済発展により大きなビジネスチャンスがあることなどを判断して、中国での常駐やもしくは現地法人採用での就労をより希望していると推測されます。学生の中には高校時代から中国での留学を決意している人もあり、今後、中国留学を経験する人材は若手層から転職組まで益々裾野が拡大し、増加することでしょう。

では次に中国留学、もしくは中国ビジネスを経験した若手日本人を中国にて採用した企業の成功例をご紹介します。

#### ■中国での紹介成功例

若手日本人の採用は、業界ではサービス業から製造業まで、職種も営業、カスタマーサービス以外に、 工場の品質管理、生産管理へと拡大しています。

今回は、①新卒の方 ②お仕事経験 1-2 年 ③関連業務経験ありの 3 通りの成功ケースから若手採用のポイントをご紹介します。

### ★★新卒で就労経験がなかった方の成功例

⇒日系メーカー 営業部 A氏 男性24歳 HSK7級

日本の大学を卒業後、第二外国語として勉強していた中国語をさらに勉強するため、中国に1年間留学。2006年2月、当社を通じて上海の日系メーカーの営業に採用される。中国側の工場の窓口としてクレーム対応、納期管理を担当。採用後、すぐに営業部門に配属され、直属の上司より仕事を教わる。最初は業界の専門用語が日本語でもわからず、苦労をした。わからないところを同僚の中国人に聞きながら OJT で学んでいく。現在は新規開拓の営業も担当。



# 上司からのコメント

- ① 全く仕事経験はなかったが、仕事に対する取組意欲、勤勉さ、真面目さが光っていた。フットワークが軽く、人柄がよい。お客様に気に入られる営業の素質のよさあり。
- ② 1年間の中国留学で身に付けた中国語のレベルが高く、基礎学力も高い。

#### ★★職務経験1~2年の方の活躍ケース

⇒日系金型メーカー 品質管理 B氏 男性 25歳 HSK9級

工業高校電気科を卒業後、日本で通信業界へ就職。1年間勤務後、以前から興味のあった中国に本科生として4年間留学。2002年度から上海郊外で操業していた金型メーカー品質管理部門が日本人を募集しており、当社からの紹介でB氏が応募。採用にいたる。2006年1月より勤務。現在は、中国留学4年間で培った流暢な中国語と理工系のバックグラウンドにより精密部品の品質管理部門で活躍している。

### 上司からのコメント

金型の経験はなかったが、一から仕事を覚え、粘り強く、納得するまで周囲に聞くなど非常に粘り強い。流暢な中国語を活かして周囲の中国人スタッフとも溶け込んでおり、今後が楽しみだ。

### ★★同職種での関連職務経験がある方の本社採用ケース

⇒日系物流会社 営業部 C氏 男性 31歳 HSK6級

日本での物流業界経験者である C氏を紹介し採用にいたる。学生の頃から中国ビジネスに興味があり、 卒業後は日本の船会社にて、輸入、輸出に関する外航船のオペレーションを担当。物流経験 4 年半。 中国語も上海に語学留学をして習得しており即戦力として活躍している。

#### 上司からのコメント

努力家で信用のおける人物とお客様からの評判もよく、中国人スタッフの牽引役となっており、営業 開拓も順調に伸ばし、顧客の信用を獲得している。

当社のこれまでのサクセス例から、中国での留学経験をどのようにチェックするか、7つのポイントを作成しましたので、新卒採用時や、中国留学経験者を採用する場合に中国留学の成果や内容を見極める参考としてご活用ください。

#### ★★中国留学経験者のチェックポイント★★

- ① 語学力 ⇒HSK (中国政府公認の中国語能力試験) の結果はどうか?留学中、真面目に語学習得に取り組んだのか?1年間の語学留学であれば HSK 6 級以上取得は目安。
- ② 語学以外に修得したことは何かあるか? 語学以外に積極的に学んだことはあるのか?
- ③ 留学の期間はどのくらいか? 語学での留学の場合は1-2年が一般的である。
- ④ 基礎能力の高さを感じるか?中国留学での経験者には、日本の大学に合格出来なかったので海外留学を選択したケースもある。基礎学力のチェックは必要。
- ⑤ コミュニケーション能力が高いか、 礼儀作法はどうか。ビジネスで通用する日本語はきちんと 話せるのか。日本に長く離れている場合、敬語をうまく使いこなせない、ビジネスで通用する日本語を忘れているケースもある。



→ スペシャリストの目

- ⑥ 同職種での経験の有無、なければ職種の適性はどうか?⇒職種の説明をし、理解度等、総合的に 判断する。
- ⑦ 学生時代の経歴、職歴を確認する ⇒職種への適性、中国人スタッフへの指導力があるかどうか 等、将来の素質を判断する。

今回のセミナーでは、熱心にメモを取り、セミナー終了後も遅くまで残って積極的に企業担当者と懇談をしている学生の姿が印象的でした。日本人留学生が増加する中で、彼らの持つ目的意識やキャリアプランも様々です。留学で取得した語学力以外に、肌で感じた中国での生活経験も彼等の強みといえます。社会に対する夢を持ち、成長意欲の高い新卒若手人材は今後の中国、海外事業を担うポテンシャル人材といえるでしょう。

中国留学や中国語だけが全て武器になるのはありませんが、国際感覚を持ち、成長意欲の高い若手海外経験人材の活用は、本格化する日系企業のグローバル化に欠かせない鍵といえるのではないでしょうか。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

中国:パソナ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021 TEL: 86-21-5382-8210 FAX: 86-21-5382-8219

E-mail: pasona@pasona.com.cn

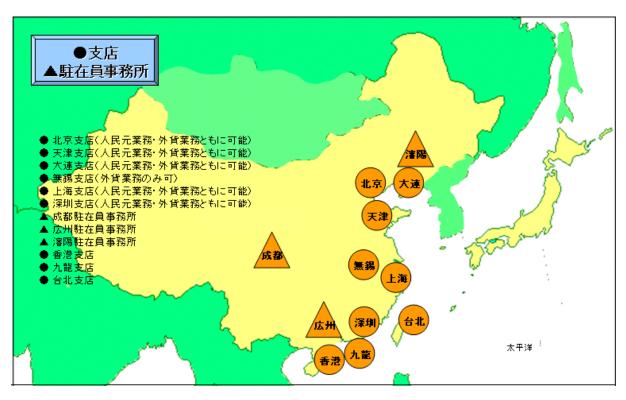
日本:パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル 5F TEL: 03-6214-12571 FAX: 03-5200-3077

E-mail: job@pasona-global.com



# BTMU中国ネットワーク



				住 所	電 話
北	京	支	店	北京市朝陽区東三環北路 5 号 北京発展大厦 2 楼	86-10-6590-8888
天	津	支	店	天津市南京路 75 号 天津国際大厦 21 楼	86-22-2311-0088
大	連	支	店	大連市西崗区中山路 147 号 森茂大厦 11 楼	86-411-8360-6000
無	錫	支	店	江蘇省無錫市新区長江路 16 号 無錫軟件園 10 楼	86-510-8521-1818
上	海	支	店	上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号 AZIA 中心 20 階	86-21-6888-1666
深	圳	支	店	深圳市羅湖区建設路 2022 号 深圳国際金融大厦 16 楼	86-755-8222-3060
瀋陽駐在員事務所				遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街 1 号 方圓大厦 7 階 705 号	86-24-2250-5599
成都駐在員事務所				四川省成都市総府街 31 号 成都総府皇冠假日酒店 (ホリデイインクラウンプラザ)2617 号室	86-28-8674-5575
広州駐在員事務所				広東省広州市天河北路 233 号 中信広場 28-02 室	86-20-3877-0268
香	港	支	店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九	龍	支	店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	8 5 2 - 2 3 1 5 - 4 3 3 3
台	北	支	店	台湾台北市民生東路 3 段 109 号聯邦企業大樓 9 階	886-2-2514-0598

## 【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京:03-5252-1648(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0944(代表)

### 「BTMU中国月報」編集責任:三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。